



採用し、行政庁が不服申し立てのできる処分を書面とする際には、不服申し立てができる旨並びに不服申し立てをすべき行政庁及び不服申立期間を教示すべきものとし、教示をしなかつた場合、誤った教示をした場合の手当をも規定したことあります。

につき、必要な整理等を行なおうとするものであります。  
すなわち、第一は、行政不服審査法案が一般概括主義を取り入れたため、関係法律において、不服申し立てをできる旨の規定が重複することとなりますので、これらを削除したことになります。

○委員長（村山道雄君） 次に、両案について政府委員から補足説明を聴取いたします。なお、両案のうち、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案につきましては、衆議院において修正が加えられておりませんので、右の修正点につきましても便

どちらかと申しますと、行政適正などの運営の確保に重点が置かれておる感が伺えるのであります。それに対しましては、国民の権利利益の救済の面に重点が置かれまして内容が構成されておるのでござります。もとより国民の権利利益の救済と行政の適正な運営とは表裏一体の関係にあるものでござりますが、しいて両者の重点を分けま

政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにかかるわらず、「これをしないこと」、この不作為に対しまして原則として異議申立てまたは審査請求ができるにきめられておるのでござります。しかし、一般概括主義にもむろん例外があるわけでございまして、その例外につきまして、審査法は、第四条第一項に

[View all posts by admin](#) | [View all posts in category](#)

その他の不服申し立てにおいては三十日とか二週間とかその他極端に短いものがある等々にわたっておりますので、これらを改め、原則を六十日とし、特殊なものについてのみ例外を認めようとしたことであります。

して審査請求、異議申し立て及び再審査請求といったもので、これに伴い、関係法律につき、名称を整理したことになります。

○政府委員(山口一夫君) 大臣の御説明に補足いたしまして、行政不服審査法案——以下審査法と略称さしていたります。——並びに行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に關する

おきまして、不服申し立てのできない事項といたしまして十一項目の事項を掲げておるのでござります。この十一項目は大体三つの類型に分けられると存するのでござりますが、その第一のグループに入りますものは、慎重な手続きで行なつて凸凹をもつて、これ

を原則といたしますとともに、他面不服申立人に处分の弁明に対する反論書の提出を認め、口頭で意見を述べる機会を与える等審理手続についての現行規定の不備を改めることとしたこととあります。

第五は、ものの検査、検定等の結果  
第四は、不服申立期間につき、個々  
の制度の特殊性にかんがみ、必要なものにつき、例外的に特例を定めたこと  
であります。  
定したこととあります。

る法律案——以下整理法と略称いたします。——につきまして、審査法を中心いたしまして必要な応じて整理法の内容に触れながら概要の御説明を申し上げたいと存じます。

事項として一層標準を用いておる点でございます。これが現行の訴願法と異なる大きな特色でございますが、この一般概括主義につきましては、第一項におきまして「行政の違法又は不当な処分その他の公権力の行使に当たる行為に關し、國民に対する

新で未だされた处分であつます。これらの処分につきましては、再考の余地がなく、不服申し立てをかりに認めます。しても結局同じ結果になると予想される処分でございまして、たとえば、国会、地方の議会もしくは裁判所の行なう処分、あるいは国会、議会もしくは

なお、これらのほか、執行停止、裁定決等制度の全般にわたりまして、規定の整備をはかることいたしました。

以上が、行政不服審査法案を提出する理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことを

にかかる処分、特に緊急を要する処分等、当該処分の性質上、行政不服審査法による不服申し立てを認めるのが適当でない処分等につきましては、これらを除外し、また、行政審判その他不服申立て制度として現に整備された制度があり、これらによらしめるのが適

律案でござりますが、これが三章に分かれまして、第一章総則、第二章手続、第三章補則、この三章からなつております。

して広く行政庁に対する不服申立ての  
みちを開く」旨を宣言いたしておなりま  
すことから明らかでございますが、さ  
らに、第四条並びに第七条におきまし  
てそれを具体的に一般概括の規定をい  
たしておるのでござります。すなわ  
ち、第四条をおきまして、処分につき

裁判所の同意、承認等を得て行なわれる処分がこの第一のグループに入ると考えられるのであります。第二のグ ループといたしましては、他の手続によつて処理することが適当である処分でございまして、刑事案件に関する法令、司法判例事半と関する法令に基づ

を切望する次第でございます。  
次に、行政不服審査法の施行に伴う  
関係法律の整理等に関する法律案につ  
いて、その提案理由を説明申し上げま  
す。

当と認められるものにつきましては、行政不服審査法案による不服申立てから除外することとしたことであります。

法の目的についてでござります。法案の第一条第一項によりますれば、審査法は「簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とす

ましては、原則として審査請求または異議申し立てができるし、また、第二条の定めるところによりまして、公権力の行使に当たる事実上の行為で継続的性質を有するものも処分の中に含め

この法律案は、行政不服審査法案が現行の訴願制度を全面的に整備するのに伴いまして、関係法律二百六十八件

う関係法律の整理等に関する法律案の  
おもな内容でありまして、いずれも、  
行政不服審査法案の趣旨並びに現行制  
度の運用の実態に照らし必要とされる

面を持つておるものと言われながら、現行の訴願制度が国民の権利利益の救済と行政の適正な運営の確保の二面をもつたわざであるらしいまことだ。

まして、原則として審査請求または異議申立てができるということになつておるのであります。次に、不作為に關しまして、第七条によりまして、「行

たとえば、学校、刑務所の中における処分、人の学識技能に関する試験検定の結果についての処分あるいは外国人の出入国もしくは帰化に関する処分等

がこれに属するものと考えられるのであります。なお、審査法のほかに、他の法律におきまして一般概括の除外事項をきめておるものがあるのでござります。これらにつきましても、おおむねただいま申しまして三つの範疇に分類することができると思ってるのであります。たとえば、各種の行政委員会の処分、一例をあげますと、土地調整委員会の処分のごときものは第一のグループ、慎重な手続で行なわれた処分に入るものと考えられるのであります。緊急事態に対処するための処分、たとえば植物防疫法による処分等につきましては第三のグループに入るものと考えられるのであります。これらの除外事項を除きまして一般概括によりまして広く処分に対する不服申し立ての道を開いているのが本法案の趣旨でございます。なお、再審請求につきましては、審査請求あるいは異議申し立ての場合と異なりまして、すべての処分について再審を認める必要がございませんので、原則として列記主義の立場をとつておるのであります。

名称を統一いたしまして、内容を明確にいたす趣旨でこの三つに限定いたしました。次に、第一章の總則規定における最後の第四の問題といたしましては、審査請求と異議申し立てとの相互の関係でございます。内容が非常に複雑でござりますが、処分の場合と不作為の場合につきまして申し上げますが、まず処分につきましては、処分庁に上級庁のある場合には原則として審査請求、処分庁に上級庁のない場合には原則として異議申し立てができるということになつておるのであります。なお、この場合例外といたしまして、法令によつて審査請求ができる場合と、あるいは法律によつて異議申し立てができる場合等におきましては、それそれ審査請求または異議申し立てができることがあります。審査法全体を通じまして審査請求と異議申し立ての関係につきましては、なるべく審査請求にもつていくことができるようになります。できる場合を多くするように法案の内容ができるのでありますから、不服申し立ての趣旨から申しまして、処分庁以外の行政庁において不服申し立ての審査をすることが適当であるためでございます。若干の例外を除きまして、原則としてそういう趣旨で異議申し立てと審査請求との関係が組み立てられておるのであります。

つきましてはむしろそのねらいがその事務の処理の促進をばかり、そのための手段として考えられますので、これにつきましては処分令に対する異議申し立てをするということを、まず前に異議申し立てをして、しかる後に二次的に審査請求を認めておるのであります。

以上第一章でございますが、次に第二章の手続関係でございますが、第九条から第五十六条にわたりまして申し立ての手続が詳細に規定されております。

まず第一節の通則におきまして、原則として不服申し立ては書面をもって提出して行なうことが明らかにされておりますが、特に法律または条例で認める場合には口頭でもできるといふことになつておられます。処分規定のうちからおもなものを拾つて申し上げますと、第十四条におきまして、審査請求の期間を原則として処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して六十日以内ということにきめております。また、審査請求は直接審査庁に出すことを建前といたしておりますが、処分庁を経由して出すこともできる旨を規定いたしております。そのほか審査請求人の立場を強化するための規定いたしまして、弁明書の写しを審査請求人に送付して反論書の提出を求めるごとか、あるいは処分令の提出した物件の閲覧を求める道が開かれているとか、あるいは申し立てによりまして口頭で意見述べる機会を与えるとかと、いろいろ規定がござります。

さらに、いわゆる執行停止の問題につきましては、第三十四条及び第三十五条におきまして審査請求がありま

生することにはなっておりませんが、審査請求人に執行停止の申立権を与えるため公処分のごときは原則として執行停止しなければならないという規定がございます。なお、いわゆる事情裁決の規定等裁判に關し必要な規定が第二章において整備をされております。次に、第三章の教示の規定でござります。教示は行政不服審査制度そのものの内容としてではなく、行政不服審査制度と密接な関係を持ち、行政不服審査制度が十分にその価値を、眞価を發揮することができるような、その手段として認められておるのでございます。したがいまして、重要な規定ではございますが、第三章の補則に規定をされておるのでございます。教示に関する条文いたしましては、五十七条、五十八条のほかに第十九条、第十九条、第二十条、第四十一条、第四十六条等に、誤った教示の救済等の規定が掲げられております。これによりまして審査法は不服申し立てができる处分を書面で行なう場合に行政庁に対しまして教示の義務を課しておるのでござります。

なお、以上總則、手続、補則のほか附則につきまして一言申し上げますと、審査法は昭和三十七年十月一日から施行し、同時に、現行の訴願法が廃止されるという点に相なつております。

以上をもちまして審査法並びにこれに關連する整理法の内容の概要の御説明を申し上げた次第でございます。

なお、引き続きまして、衆議院におかれまして両法案の審査をお願いいた

しました際、三党共同の御提案によりまして修正がなったのでござります。本来、衆議院側におかれまして、この席において御説明をいたされたるべきでございますが、便宜私からその内容を申し上げてくれとということだとございますので、修正の内容につきまして申し上げたいと思います。

修正の第一は、修正はいずれも行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案、整理法に関するものでございます。その第一は、從来、木船運送法と称しておりました法律が、前国会におきまして小型船海運業法と名称を改められましたので、これに従いまして、本法案中の目次並びに第百九十条の内容をそれぞれ改めることにいたしたのでござります。

次に第二の点は、本法案と密接な関係にあります行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が前国会においてすでに成立公布されておるのでございますが、本法案が、この不服審査法の整理法が成立、公布されました場合、両法案が同時に施行されることになりますので、これら両法律によつて関係法律がどのように改正されされることになるか疑問を生ずる場合方に改正規定のある場合には、その法律が予想されますので、その両者の関係を明らかにいたしますために、関係法律中同一法律につきこれら両法律の双方に改正規定のある場合には、その法律は本法案によつてまず改正され、次いで、すでに成立いたしております行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律によつて改正されるべきものとする規定を整理法の附則に第一項追加いたすこととございます。



先生のおつしやつた完全な第三者機関ではございませんが、少なくとも監督の責任を持った上級官府が審査するのが原則である。なるべくそういう機会を多くしたいという趣旨にかんがみまして、単に処分庁の処分を弁護したり、あるいはかばうといふような考え方でなく、十分にその点第三者的に近い監督官としての立場から厳正に審査をしまして、不服の申し立ての内容を十分に聴取して参るような措置を指導の面において十分考えたいと考えております。

○山本伊三郎君 その点につきましては、後ほど具体的にちょっと聞いてみたいのですが、今言われましたからちょっとと聞いておきますが、上級官府以外でそういう審査官といふものは、例示するどもいろいろのがありますか。

○政府委員(山口一夫君) 實例につきましては、法制局のほうからお話ししいただきたいと思いますが、先ほど申しました審査会の場合ですけれども、それからその他の公団の処分に対しまして大臣以外のこれもまた審査会、そういう横の組織といふようなものにつきまして、整理法の中にもそれぞれ規定がございます。実例につきましては、法制局のほうから申し上げます。

○政府委員(野木新一君) 実例を今網羅的に……。

○山本伊三郎君 例示でいいです。

○政府委員(野木新一君) 一番典型的なのは、たまたま先生のおつしやいます。そのほかたとえば厚生省の戦傷病者殺戮者遺族等援護法などにおきましては、たまたま先生のつしやいます。

しては、これは審査会を経まして、されば大臣が不服申し立てについて決定するような場合には、審査会にかけられ、それから決定するといふような仕組みになつておるものございます。そのほかたとえば大蔵省の税法などに、国税協議会ですが、ああいうものの参加を認めるといふものもありまして、それぞれの行政処分の性質なりその量なり、それからそれに伴うこちらの行政機構の効率的運用といいますか、いろいろな点から、それぞれの行政処分に応じて現在でもそういう第三者的の立場のものが関与する、そういうものは相当あるわけであります。本法の立案の過程におきましても、たとえば要するに一般の学者などは、俗にいう同じ穴のムジナ論と申しますか、今訴願で一番欠点は、処分をやつたそこの訴願で一応出す。そうすると一応よく知つてあるから、一番手近であるから非常にいいという面もありますけれども、他面自分のやつたものを自分で直すというのはなかなか直しがたい、ここで握りつぶしてしまうといふので非常に弊害があるということで、先ほど申し上げるように、原則は上へ持っていくというのを原則として、非常に弊害があるということを認めることにしたわけであります。それにも連していわゆる審議官ですか、不服申し立てを審議する際に何が独立の審議官みたいなものに審議させして、それに基づいて決定する。上院官庁ですね。そういうふうにしたどうかというような意見も出ましたか、機構の問題になりますと、いろいろな人間の関係とか、そのため非常に細

織が複雑になつたりしますから、一がいに全部について一様にそういうふうに機構を設けるのはどうかということもありまして、その処分々々にあたつて考えて、いつたらどうかということとで、一般法としてはそういうことを今までの改正には取り上げるまで熱しなかつたわけであります。

○山本伊三郎君 今言われましたおのほの実体法によるところのいわゆる上級官庁、同一部内の審査室以外でそちら機構を持つてゐるということを言われましたが、それはそのとおりです。私も大体ある程度そういう点も聞いてゐるのですが、一般行政に対する不服審査制度に対しましても、やはりそういうものを考える必要があるのじゃないかということを大臣に聞きましたのでですが、大臣おられませんが、先ほどそういうものを指導監督をしてやるのだ、これは非常にいいと思いますが、実際問題として国民の立場から見ると、自分の処分をされた系統の官庁に異議申し立てなり審査請求といふものを行つても何だか信用できないという感情があると思うのです。これを除くためにこういうのを考えてこれらたのですが、やはりそういう点が、そういう人がどれだけ権力を持つてやるかどうか、わからぬのです。それを除くためにこういうのを考えてこれらたのですが、やはりそういう点が、そういう人をひとつ参考さすということを聞いていくと言われましたが、指導監督だ何かの形で必要ではないかということは私が基本的に考えている問題です。先ほど指導監督でそういうのをやつていくと言われましたが、指導監督だけではなかなかないかと思います。おそらく官庁内部には一つの空氣といふものが、あって、たゞ下級官庁のやつたことでも上級官庁としては人情的に

なるとか、これを合理化そんといふ気持もあることは、私は人情としてあると思います。それを裁判所のように公正厳正に第三者的にその処分の不当であるかどうかということを判断するのではありません。やはり若干そこに主觀が入ってくるのじゃないか、行政官厅としての主觀が入るのじゃないかと思いますが、この点について先ほど申しましたが、本法自身においてそういうものを将導するべきであるかどうかという点、考えるべきであるかどうかという点、こういう点で政務次官おられますね、ひとつ聞いておけば、これは事務的な問題ではなくして、政府としてどういう考え方であるか。

私は別個の審査官とかそういう青の行政裁判所という意味じゃないのです  
が、そういうものを作るというのには  
ちょっと問題があると思います、これ  
は問題がある。ただ私は、まあ上級官  
庁が審査官でもいいです、ただそういう  
うところに第三者的な意見をいれる余  
地が与えらるべきでないかというこ  
とを言ってるのであって、単独の審  
査官なんか作ると、これまた司法権と  
の問題も起つてくると思う。また、  
これは手続簡素ということが問題で、  
かえつてそれによって所期の目的が達  
せられないという逆の作用もあります  
から、私はそこまでやるというには問  
題があると思う。審査官は上級官庁で  
もいい、いいですが、そういうものを  
いれるような、何かの道が中に繰り込  
めないか、まあ、こういう趣旨で言つ  
ておりますので、これは答弁は要りま  
せんが、誤解のないようにひとつその  
点はしていただきたい。

が、しかし、その教示制度は当該関係者が初めて問題になったときに教示というものが発生するだけであつて、一般国民に対しても別に教示という法律の義務はないのですね。これに對して、これはもう行政管理庁としての、所管庁としての問題になると思いますが、そういう点はどういう方法を、国民に知らす方法をとられるか、との点ちょっとと前提に聞いておきたい。

○政府委員(山口一夫君) お話しの概括主義になると例外ははつきりするが、逆に何を申し立てていいかわからぬといふお話をございますが、これは確かにそぞろでございまして、概括主義がよいか列記主義がよいかという両者の比較の場合に、概括主義の一つの欠点として、申し立て事項が不明確になる欠点を持つておることは遺憾ながら事實でございます。しかし、これに對しまして列記主義のほうは、個々の申し立て事項がはつきりいたします長所はあるのであります。しかし、その長短と、さらに国民の権利利益が広く救済されるか、それが狹められるかという不服申し立ての範囲の大小を比較いたしまして、長短彼此勘案いたしました結果、概括主義が結論において適當だということで踏み切つたのでございますが、確かに御指摘のように、不明確であるという欠点は概括主義自体が本質的に持つておるのでございます。条文を見ましても除外事項ははつきりしているが、むしろ除外事項だけ十分に徹底させ、宣伝をして参らなけ

ればいけないと考えております。むしろ、お話しの教示制度自体につきましても、関係の中央官庁並びに地方の行政機関を指導いたしまして、十分誤りなく期する考へでございます。さらには、制度そのものにつきまして各種の普及徹底の措置を講じたいと考えております。さしあたり、一般の国民を対象としたりますが、新聞、テレビ、ラジオ等のマスコミ機関といふようなものを極力活用いたしまして、いかく何でもできるのだという趣旨によく徹底させて参りたい、かように考えております。

で、新たに不服審査法の制度によって、問題が解決され、苦情相談所の運営が改善されることが期待されています。一方で、新法による審査請求権の行使は、複数の機関に対する複数の申請となり、行政機関の負担が増加する可能性があります。また、新法による審査請求権の行使は、複数の機関に対する複数の申請となり、行政機関の負担が増加する可能性があります。

の趣旨 자체が国民の権利救済の拡張といふ点にござります。なるべく不服の申し立てをしやすいようにという点につきましては十分解決いたしたいと考えております。

○山本伊三郎君 それでは、法文の順に従つてちよつと尋ねていきたいのですが、先ほど第四条の概括主義で除外のうち「検査官会議で決すべきものとしている処分」というのが入つておるんですが、そのほか、第七のカッコの「他の法令の規定に基づき、これら職員の職務を行なう者を含む。」と、いろいろこういう場合に、専門的にいろいろと検討していくとも、自分らのやつは当たるかどうかということで非常に迷うようなのがあるんですが、まず「検査官会議で決すべきものとされている処分」というのは、これにはどういうものがあるんですか。

○政府委員(野木新一君) これは四号にこう掲げておきましたのは、しさいに検討したところでは、現行法に現在にはこれにぴったり当てはまるものはございません。ただ言葉の性質上、やはりここに一つ掲げておくといったものでございます。それから七号のほうの、「他の法令の規定に基づき、これらの職員の職務を行なう者を含む。」これはたしかたばこの関係の、専売公社関係でちょっと特殊な規定がありまして、その関係で入つたものであります。それ以外にはないと思つております。

○山本伊三郎君 こういう方法でやつていくと時間が長くかかるのですが、私はこういふものをちよつと尋ねておるところは、一度目で見るに二十二

これが何だからといふ理解ができるなければ、自分の問題がこれに入つておるのやら、入つておらぬのやら、除外されおるんじゃないか。大体処分をされ不服をするというのは、大きい問題であれば、弁護士とかそういうものを依頼してやりますけれども、私はこの立法精神は、そういう大きい問題よりも、日常国民が行政庁における処分の不服をやつしていくということを取り上げるのがこの立法の趣旨だと思う。そういう場合に、自分らの問題で言つていて、また、逆に官庁に行って怒られるんじやないかという気分を起こさせることは、もうこの立法の精神はほとんど殺されてしまします。そういう点で非常に問題が、われわれとしても聞いておかなくちゃならない問題がたくさんある。今法制局部長が言わされました、専売関係のものだらうということが、専売にどういうものがあるのか、私も実は知らない。そういうことでいろいろ問題がありますが、きりがありませんので一応次に進みます。

法律に、こういう場合には審査請求ができるといつて具体的に書いてあります。しかし、これは今言つたような疑問は起こらないわけでございます。

○山本伊三郎君 この第一項の原則となつておる「処分庁に上級行政庁があるとき。ただし、」の「ただし」からが問題ですが、「処分庁が主任の大臣又は外局」これはまあ理解ができるんですが、そういう場合を除くとなつておるんですが、そういう場合にはもう救済の道はないんですか。

○政府委員(野木新一君) 御質疑の点につきましては、その次の第六条の第一号に「処分庁に上級行政庁がないとき。」こういふときは、「行政庁の処分についての異議申立ては、次の場合にすることができる。」といって、その処分をやつた、そこに――その二号です、今申し立てる問題点はですね。「処分が主任の大臣又は外局若しくはこれに置かれる庁の長である」このときに、そこに異議申立てができる、そ

ういうよろんな仕組みがありまして、これはまあ処分をやつたところであります、やむを得なくそこにいま一度させ、そういう意味の救済が設けられております。

○山本伊三郎君 専ねていけば、もうこれは幾らでもあるのですが、やはりこういう問題についてはもう最上の官庁の行政処分と申しますか、そういうものについては十分救済の道が私としては開けておらないのじゃないかと思うのですが、そういうところには異議申し立てをすると言うが、同じところに同じものをやつて、そしてうまくいくような実体構成ができるものかどうか。同じ人がそれを審査するのじやないかと思ひます。

なくして、実例としてはどういう方法でやることになるのですか。この場合は、今言われた場合は、

○政府委員(野木新一君) 個々の処分によつて一様には言えませんが、たとえば通産省関係の法案に多いので

が、公聴会を開いたり、そういう手続になつて、たとえばある行政の担当局が大臣

を補佐してある処分をする、それに對して異議の申し立てがありますと、こ

れは今度は別に官房関係か何かの人があ

ります。この場合に具体的に聞いておきたいと思います。

それから次に、この不作為の問題に

ついて、これはまあなるほど大いに今

度の法律にしては非常に前進しておりますが、この場合に具体的に聞いておきたいのですが、この行政庁に對してそ

ういう不服審査の請求をした場合に、大臣の決裁を仰ぐ、そういうよろな建

て、さらに入れを審査して、それから大臣の決裁を仰ぐ、そういうよろな建

て、さらに入れを審査して、それから大臣の決裁を仰ぐ、そういうよろな建

て、さらに入れを審査して、それから大臣の決裁を仰ぐ、そういうよろな建

て、さらに入れを審査して、それから大臣の決裁を仰ぐ、そういうよろな建

て、さらに入れを審査して、それから大臣の決裁を仰ぐ、そういうよろな建

は努力をしてもらわなくちゃいかぬと思ひますが、これができてもまだまでも、実質的には五十一條の三項思ひます。これが――政府はこういう方法をとつておるのだ、そういう不作為处分があつた場合には、こういう道を開いておくのだ、そういう申しわけ口実を

えば、異議申し立てをする場合に、たとえば通産省関係の法案に多いので

が、公聴会を開いたり、そういう手続になつて、たとえばある行政の担当局が大臣

を補佐してある処分をする、それに對して異議の申し立てがありますと、こ

れは今度は別に官房関係か何かの人があ

ります。この場合に具体的に聞いておきたいのですが、この行政庁に對してそ

ういう不服審査の請求をした場合に、大臣の決裁を仰ぐ、そういうよろな建

て、さらに入れを審査して、それから大臣の決裁を仰ぐ、そういうよろな建

て、さらに入れを審査して、それから大臣の決裁を仰ぐ、そういうよろな建

て、さらに入れを審査して、それから大臣の決裁を仰ぐ、そういうよろな建

て、さらに入れを審査して、それから大臣の決裁を仰ぐ、そういうよろな建

て、さらに入れを審査して、それから大臣の決裁を仰ぐ、そういうよろな建

て、さらに入れを審査して、それから大臣の決裁を仰ぐ、そういうよろな建

て、さらに入れを審査して、それから大臣の決裁を仰ぐ、そういうよろな建

て、さらに入れを審査して、それから大臣の決裁を仰ぐ、そういうよろな建

うになつております。それから五十一條で、上級庁に来たといふ場合につきましても、実質的には五十一條の三項思ひます。この不作為に対する不作為处分において今までうやむやに葬られておつておらず、何にもしないといったような

○政府委員(山口一夫君) この問題は、統計的に何件といふ数字は、事の性質上あげることができませんが、実際問題としてかなりおくれている、また、ものによっては握りつぶしになつておらず、何にもしないといったような

○政府委員(山口一夫君) 不作為に対する不不服申し立てにつきましては、第七条のほかに第四節、四十九条以下に規定する不服申し立てにつきましては、第五十条あるわけでござりますが、この五十条第二項、これは、不作為対して不作為について異議申し立てがつた場合

の点についてひとつ伺いたい。

○政府委員(野木新一君) 不作為に対する不不服申し立てにつきましては、第五十条あるわけでござりますが、この五十条第二項、これは、不作為対して不作為について異議申し立てがつた場合

の点についてひとつ伺いたい。

たわけですが、そのほかで、実体法でいろいろとやつておられたわけですが、その不作為による処分庁におつておらず、何にもしないといったような

○政府委員(山口一夫君) 不作為に対する不不服申し立てにつきましては、第五十条あるわけでござりますが、この五十条第二項、これは、不作為対して不作為について異議申し立てがつた場合

の点についてひとつ伺いたい。

○政府委員(野木新一君) 不作為に対する不不服申し立てにつきましては、第五十条あるわけでござりますが、この五十条第二項、これは、不作為対して不作為について異議申し立てがつた場合

の点についてひとつ伺いたい。

して訴訟が起こせるかどうかといふ点について、はつきりした明文はありませんし、したがつて、いろいろ説み分かれたりしておりますと、不作為それ自体に対する裁判所に訴えを起こすことを求め裁判所に訴えを起こすこととはできない。これはできないといふことは学説がはつきりしておりますが、ただ、不作為の違法確認というような訴訟が起こせるかどうかという点についてもいろいろの問題がありまして、現在はしたがつてそういう確立した判例はないのではないかと思います。ところが、これは新しい、前国会で成立了した行政事件訴訟法におきましては、そういう点を考えまして、この不作為の違法確認の訴えといふのですか、そういうのを特別の訴えのケースとして認めておりますので、今後はあるいはそうしたのも訴訟として起こるかもしれません、今までには言つたような法律になつておりますので、先生のおっしゃるような訴訟はあまりなかつたのではないかと存する次第であります。

請うるが少々ないんです。もちろんこれは、これには内容を吟味しなきやいけませんが、今度こういう法律ができる場合に、相当私はこの内容が変わつてくると思うんですが、もちろんこれは、今度の法律ができた場合には、受理件数と却下とかあるいは棄却といふことよりも、むしろこの受理件数が相当多くなるんじゃないかと思うんですね。今私が尋ねておるのはそれじゃなくして、今まででもこの受理件数から見ると容認件数というものは五分の一に足らないといふものになつておるんであります。これは私の数字が間違つておれば言つてもらつていいですが、そういうことで、今度の制度が確立された場合に、先ほど申しましてるように受理件数、なるほど手続が簡易になり、そういう点においてはふえるか知らないけれども、容認率と申しますか、そういうものは依然として変わらない、この制度に改めたからといって、内部機関によつて審査するということになると、変わらないじゃないかと思うんです。が、この点どう行政管理庁では考えておるか。なるほど私は、受理件数はふえてくると思います。この手続の簡素化とか、いろいろ方法がやられておりましたが、受理されたもののいわゆる容認される——不当処分として認められる、そういう件数はこの法律ができる前進するだらうかどうかということを、まあこれは朝の私の質問と関連するんですが、非常に危惧するんですが、その見通はどうですか。

では乱報というようなこともありまするいは、一時的にはものによっては起るからしませんが、とにかく拡張されましても申し立ての事項に対しましてかなり受理件数がふえるといふことは一応想像されます。一応想像されますが、新制度のもとにおいて受理されましても申しきましてはただいま御議論をいただいておりますような慎重な手続によって十分に申立人の申し立てが通るよう、主張がはつきりするよういろいろな方法が講ぜられておりますので、かりに前と同じであつたとすれば私はかなり容認の率もふえるのではないかという感じが一方にいたします。しかし、同時に、行政手続からいたしますと、こういう新制度のもとにおきまして、広く不服申し立てが認められるということになり、特に今回この制度が上級庁に対する審査請求まず優先的に考えておるというような点から考えまして、行政局といたしましては処分の執行につきまして、あるいは不作為の行為につきましてかなり慎重になる。また、不作為等につきましてはできるだけ早くやるという意持がこの法律ができることだけによりまして促進されるのではないかと考えております。そういう意味におきましてかなり受理件数もふえると思いますが、そのもととなる処分自体が相当慎重になるということも予想されますので、今、にわかに今後どういうふうに容認率があふえていくかということにつきましては相反する二つの要素がありますので断定はいたしかねますが、いずれにいたしましても、制度ができますれば、できるだけ私は申し立ての件数を広くしてもらいたい、また、したがって、

広く受付をいたしましたして、受け付けられたものにつきまして正當な、手続によつて十分に申立人の意向を聞いてそれまでに裁決する、あるいは決定するといふことをによりまして処置をいたして参りたいと考えております。したがつて、手続によつては行政庁が慎重な態度をもつて事に当たる、また、迅速な処置をするということを強く期待をいたしておる次第でござります。

○山本伊三郎君 時間の関係で十分な資料を私も手に入れかねたのですが、今言わされました、私が言つた今の比率ですが、五万三千幾らに一万と言いましたが、これは主として内容別に目録によつて、先ほど言いましたように、内部機構における審査制度以外に、いわゆる社会保険審査制度におけるところのベーセンテージがうんと伸びている。このデータではそれ以外にいわゆる内部審査をやつておると見られる戦傷者、戦没遺族援護、これは厚生関係ですが、内部機構でやつているところだと思うのですが、それに恩給、これらの比率を見ると、平均して今言いました二割、二〇%になつておりますが、戦傷者戦没遺族援護に関する容認率はわずか五・四%、恩給に関しましては、これは、〇・一%という、件数五百三十四十八件のうち四件しか容認されておらない。したがつて、私冒頭に申しましたように、第三者の介入と申しますが、参考したそういう審査制度においては非常にこの容認率が多く出ておる。こういうところから見ると、今度せつかくこういう概括方式によつて行





いえば、こっちの手続をとる。行政不服審査法のほうにかけ込むことができる。どちらでも好むところによつてであります。どらうが原則的な建前になつております。また、もつとも例外的に、大量集中的な処分ですね、税金のようなもの。こりうよろなものにつきましては、やはり一応訴願前置主義の制度が現行法と同じ程度にとられております。これはむしろ例外的で、原則としては訴願前置主義をはずすといふことになっているわけでございます。

○石原幹市郎君 そうすると、私はほど申し上げましたように、極端にいえば、両方一ぺんに出しているといふよ

うなことが、同時に出しているというようなこともあり得るわけですが、そ

こらの関係を訴訟が出ておれば、不服審査のほうはとめておくとか、極端な

ことを言えば、不服審査の裁決と、それから訴訟の判決とが違つたようなこ

とが得出する場合も極端に考えればあります。どうよろなことを起ることと思う

のですが、そういうことの相互関係、関連、そういうことはこの法律の中に

どこが規定されているのでしょうか。

訴訟事件のほうがあまり僕は中身を読んでないものですから。

○政府委員(野木新一君) この行政不服審査法のほうには、訴訟法との関係

は直接にはうたつておりませんが、こ

と、第八条第一項「処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができる場合に

は取消訴訟、いわゆる抗告訴訟でし

て、この不服申し立てと同じような性格のものであります。初めから言いますと、第八条第一項「処分の取消しの訴えは、当該処分につき法令の規定により審査請求をすることができる場合に

は起きないでしょうか。

○政府委員(野木新一君) これは要す

るに、権利を侵害せられたものが二つ

の手続を与えられておつて、どちに

いくか自由であります。どちらも両方起きていくこともあります

が、どらうも行政庁に簡易迅速にやってもらつたほうがいいという場合は、訴

訟を起こしても弁護士に頼んで訴訟手続のほうは中止しておいてもらつて

こちの促進をはかつていか、初めからこちら一本でいく場合はそつだ

けであります。しかしながら、行政

院に不服申し立てをしてもらう同じ

穴のムジナであまり信用がないという

んだたら、やはり裁判所にやつても

らうということでありまして、結局権利を侵害せられた国民がその点はひとつ

つまず自主的に判断する。両方に提起された場合には、やはり権利関係の最

終的な判断権は裁判所にあるんですか

が、手続を一時中止するかどうかとい

うことの判断をまかせるというのがこ

の両者の仕組みになつておるわけであ

ります。

○石原幹市郎君 それじゃ結局二つが並行していって違つたといふような場

合には、もちろん判決のほうが強いわけですね。

○政府委員(野木新一君) 原則として終局的にはそらなると思います。

○委員長(村山道雄君) 他に御質疑はございませんか。——他に御発言がなければ、兩案の審議は、本日はこの程

度にとどめます。

○委員長(村山道雄君) 次に、法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案につきましては、

すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより質疑を行ない

ます。政府側から、中垣法務大臣、野

長、なお説明員として、山田矯正局医療分類課長、副井矯正局参事官が出席

いたしております。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○山本伊三郎君 本案はきわめて内容

は簡単な内容ですが、少しお尋ねしておきたいと思います。

ここに提案理由の説明がなされております。大阪市の都島区にある大阪少

年鑑別所を堀へ移す。事情はあるので

すが、これはもう問題はないと思いま

すが、これの移転について、地元のほ

うでは問題なくスムーズにいつておる

わけですか。それをまず伺いたい。

○政府委員(津田実君) ただいまのお

尋ねの点でございますが、地元堺市當

所は幾つあるんですかね。出ています

か。

○政府委員(津田実君) 全国で五十一

カ所でござります。

○山本伊三郎君 五十一カ所とする

と、大体都道府県に一カ所、それから

二カ所以上あるのはどこですか。

○政府委員(津田実君) 全国に四十九

カ所、すなわち各家庭裁判所のある地

方にはそれ四十九カ所あるわけです。

○山本伊三郎君 それじゃもう一ぺん

ざいますから、四十九カ所ございま

す。合計五十一です。

○山本伊三郎君 それじゃもう一ぺん

尋ねますが、この少年鑑別所のまだ調

査はしていない、全然知らないんです

が、外から見ているだけですが、内容

の設備はどういうもののがなされておる

のですか。

○政府委員(津田実君) 御承知のとお

り、少年鑑別所は、家庭裁判所から送

致されました少年を収容いたしまし

て、医学、ことに精神医学、心理学、

教育学、社会学等の専門的知識に基づ

きます科学的方法によりまして、少年

の資質を鑑別いたしまして、家庭裁判

所の少年に対する調査及び審判並びに

保護処分の決定とその執行に資するた

めの施設でござります。したがいまし

て、この科学的方法による鑑別をいた

ます。事実上完備いたすといふことに

努めておるわけでござりますが、いろ

いろ新しい機械器具等も必要であります

ので、順次充実をはかつていくとい

う段階になっております。

○山本伊三郎君 これはまあ素朴な質

問になりますが、鑑別所でそらいう方

法で鑑別され、次には少年院とかそ

ういうところへ収容されるといふよう

な段階になるのですか。

○政府委員(津田実君) 家庭裁判所の

少年に対する事件につきまして調査を

いたします。それから審判をいたしま

す。少年の資質の鑑別をいたす、こうい

うことでありまして、同時に、少年の

鑑別をするまでの取扱いをいたして

おる、こうしたことでござります。



民間のいろいろ経験のある、ただいま御指摘のような方々も御依頼いたしまして、面接をされていろいろ相談に応じられるということをいたしているのあります。ですが、常駐の職員というわけには参らぬわけであります。

○山本伊三郎君 これはひとつお考え願いたいと思うのですが、少年といえども犯罪者ということになるのです。が、特に少年は将来のある……、犯罪者といいますか、囚人といいますか、そういう人ですから、やはり教育刑主義に徹するという必要があるのじゃないかと思います。犯した罪に対する報復というときもあると思いますが、将来のある少年のそういう収容所においては、特にそういう空気をかもし出すということだが、法務省のそういう行政が必要じゃないかと思います。今後そういうことを考えるということは法務大臣としては考えておらないのですか。

○國務大臣(中垣國男君) お答えいたします。そういう虞犯少年や触法少年の問題につきましては、少年院並びに刑務所等におきましては決して刑罰主義でこれをやっているのじゃないのであります。一番保護、いわゆる教育主義というものを徹底してやっていることは事実でございます。先ほどちょっと御指摘になりましたように、非常に未成年者の犯罪というものが、特に十七才ぐらいを中心にして犯罪検挙数が一番多いようでございます。そこでそういう青少年のあやまちを犯した者、また、犯すおそれのある者、そういう者につきまして一貫した政策を進めめる必要があると、実は考えております。しかも、それはかりでなくて、

やはり御指摘のように、再びあやまちに犯さない、一度とそこに世話をならぬこと、そういうこととのためには、どうしても愛情のある教育を教師が真剣にやつてもらら必要がございますので、そういう点もただいま検討を進めおりまして、それでもし必要であれば、三十八年度の予算要求等にも織り込むつもりで検討を進めております。  
○山本伊三郎君 別に本件に関係ないんですので、執拗に食い下がる必要もないんですけど、特に私が要望しておきたいのは、少年には限りませんが、一べん刑務所へ入ったということになると、人間における一生の心理状態に大きい影響を与えますから、それを何か保護する必要があると思う。それからといって、向こうが非常に住みよいということになると、また別の現象が起りますから、そういうことは考へずに、やはり少年には少年としての刑を、行政政策と申しますか、そういうものを考えていく必要があるのじゃないかと思いますので、これは研究をしていただきたいと思います。やはり少年には少年という一つのやっぱり別な心理状態があると思いますから、そういうことはむろん研究されておると思いますが、いかめしい看視された生活よりも、そういう雰囲気の中にやつてしまふことによって初めて人間性に立ち返るといふこともありますから、特にならないでも、向こうへ入るとあまり気がそれから、もう一つついでですが、それと同じようなことです、大体警察はだいぶ昔と変わってきた空氣も出てきておるんですが、検察院あたりへ行っても、何かこう悪いことをしておられないでも、向こうへ入るとあまり気が

分がよくならないといふ空氣があるですね。そういうものは、かえって私は検察行政に逆の結果を起こすと思うんですね。もちろん検察官、検事としては法律の上で業務をとるんですが、その設備におきましても、その態度においても、きわめて何か人間性のない、別の世界のような感じがすると思うんです。これは、私は自分が引っぱられたんじゃなくして、証人で行つた者に対してでも相当私は感じの悪い印象を与えるのじやないかと思うんですね。だから、その点は、この点は人の問題ですかから何とも言えませんが、もう少し考えてみると、どうも少しこそかんじでやられるが、今の人は反感を買つて逆に事實を言わないという場合が出てくるんじゃないかなと思うんです。もつと普通の態度でやる必要があると思うんです。そうすればもつと機能も上がっていくと思うんです。その点新法務大臣としてそういう感じはいたしませんか。

じさせるようなどういう検察官の態度であつては相ならぬと、かように実は思うのでありますて、私は、こういふことが答弁になるかどうかわかりませんが、大臣になりましたときに、検察庁の職員を集めまして、次のような話をいたしました。三法をもつて曲がれるを直すといふ言葉がある。この三法というのは論語から来た言葉であつて、自然法の根底をなす思想だ。これは徹智の智と仁愛の仁とまことの勇気の勇と、この智、仁、勇というものをもつて世の中の曲がった姿をただしていくといふうに自分は習つたので、そういう考え方立つての検察陣の活動が望ましい、こういふことを私申し上げたのでありますが、もし、たゞいま御指摘のような点がまだあるとしますならば、やはり私どもの努力によりまして、いわゆる民主化された検察と申しますか、人々に誤解を与えたりしない、理解された検察行政のあり方をしますよう努めを續けたいと存じます。

思ひうんですね。もろく容疑者であるなれば、ある程度忍耐するかもしれないけれども、何も関係ない者を頼んで、来てくませんが、そこで待つていて下さい。されど、いろいろな呼び出しを出してきておいて、来たならば守衛か看守か知りませんが、そこで待つていて下さい。わざと失礼な態度です。そらして番がきたら、何時間か待たしておいて名前を呼んでこちらに来て下さい。こういう状態、こういう態度です。これほどこへ行つてもそういうところはないです。残されておるのは検察庁だけです。これは長い慣習がそうさせておいたので、私はかえつて反感を買つだけでも、かりに容疑者であつても眞実を述べない、言わないと思う。この点は十分ひとつやつていただきたい。検事は比較的素養のある人ですからだんだん変わつてきておるし、人格者であると思ひますけれども、その付随する書記官か、あるいはわきにいる人がこれまで非常に私感しが悪いと思うんですね。そういう点はなかなかむずかしいでしようけれども、やはりそろうことが今後検察業務がスムーズにくいつの方法ではなからうかと思う。いばつたからといって、それによつて威圧されて今日それに屈するというような者はないですよ。やはり自分のやつたことは悪いんだ、そういう自意識を起さずような方法で取り締まるるといふことが必要であつて、権力によつて、それども、どうもそういう空気があると思ひますので、特にこの機会——法務委員会に行く機会がございませんので、特

おきたいと思ふ。その点どうでしょ  
うか。  
**○国務大臣(中垣國男君)** 全く同感でございまして、いわゆる検察庁の事務全體といふものが権力主義になつたり、あるいは証人等に呼び出された人が非常に威圧を感じたりするよくな行政のあり方といふものは、これはどうしても一日も早くそれを取り除かなければならぬと思います。非常にむずかしい点もあるかと思うのでありますが、たとえば暴力犯のよくなものとか、あるいはまた俗にいうぐれん隊等のよくなものを調べておる検事諸君の話を聞きますと、もうどんなに親切にしてもなかなか捜査というものが簡単には進みにくく進められない、能率が上がらないといふ点も現実論としてはあるようでございますが、そういう特殊なものに対するものでなくして、一般の検察行政といつしましては、御指摘どおりにやはり民主化された、国民のだからも信頼される、そういう検察のあり方といふのをば実現して参りたい。そういう努力をして参りたいと思います。

**○山本伊三郎君** 大体わかりました。それで、これは変な話になりますが、選挙の場合に、当選した人はあまり引っぱられないのですが、落選したら徹底的にやられるという評判がある。そういうことを法務大臣感じませんか。

**○国務大臣(中垣國男君)** お答えいたします。当落にかかわらず、選挙違反というものを現行法の建前から見ましても、厳正公正に取り調べ、捜査しておるということは、これは間違いのないことであると思ひますけれども、そ

「 いう感じがするかどうかというお尋ねでございますが、なかなかここで御返事をいたしにくい問題ではないかと存じます。そういう落選したからといって非常に激烈な検査をする、当選した者については俗に申します大目に見るといったよくなことがあってはならないと思いますし、私はよくなことはしてはならぬと考えておりますので、そういうことがないよう趣旨を徹底して参りたいと思います。

○鬼木勝利君 私、一、二ちょっとお尋ねしたいと思いますが、先ほど来の御答弁で大体わかりましたたが、堺市は御承知のとおり、これは大阪の中心地であります。が、地元の御了解は全然得ておられるというお話をしたが、それは間違いございませんか。

○政府委員(津田安君) 先ほど申し上げましたとおりでございまして、地元におきましては昭和三十四年移転がほぼ軌道に乗りました。當時、地元の方々といろいろ御懇談を申し上げ、いろいろ地元の方の御要望等もいたしまして、そういたしまして、その結果御同意を得ておる、こうしたことです。

○鬼木勝利君 それでは、さようちに了解しておきますが、先ほどから法務大臣のまことにこもつともな御答弁があつておりましたが、いわゆるこれは鑑別所であつて、ここで非行少年を収容するということではない。二週間程度ここにとめておくといふようなお話をありました。が、心身ともに発展途上にあるこうした将来の大學生な青少年に対する、差別的な、人権を侵害するようなお取り扱いがあるんじやないかというふお答えを願いたい。

○政府委員(津田実君) ただいまのお尋ねでございますが、差別的なと申しますのは、この少年鑑別所に収容いたしますということは、これは裁判所によって行なわれる処分によつて収容いたすわけでございまして、全く裁判所の命するところに従つて収容いたしております。その収容した間におきます鑑別措置はもちろん鑑別所がいたすわけありますが、その鑑別した結果をいかよんに裁判所が採択されるかといふことは全く家庭裁判所の裁判官の判断によることでござります。その後それによりまして処分がなされて、あるいは少年院に送られるといふことはあり得るわけでございます。が、そういう意味のいろいろ一般の、普通の少年あるいは犯罪を犯したときの少年という意味において、そういう者との区別といふことは全部裁判所の処分によつてなされておるわけでございまして、それ以外に差別的な処分といふものは、この鑑別所あるいは少年院においてはいたしておらないわけでございます。

されましたが、とにかく緊急措置いたしました。木造の建物を主体としたままにして、若干ブロック建の所もございますが、かなり損傷の度が進んでしまってございます。それでございまして、今回移転いたしましたのは、資料によりまして御承知のとおり、約現在の敷地の四倍くらいのものでございます。建物もやはり五割方大きいということになつております。それから収容定員につきましては、これは従来の実績を考えまして、将来の規模等も考えまして、収容人員をかなりふやし得るという予定になつております。それからさらに非行少年につきましての相談のセンターをここに設けるといふことができるような措置をいたしております。すなわち外來者の鑑別ができるようになつておるというよりは、こうした青少年の私は教育が十分行なわれなければならぬの鑑別するのみでなくして、一定期間、二週間でも収容されるということになります。これは大体わかりましたら、先ほどから御質問もあつたようですが、ただ單に都島にありますものよりもその施設を充実いたすことに相なつておるわけでござります。

○鬼木勝利君 それでは大体そういう御計画でおやりになつておるといふことは大体わかりましたら、先ほどから御質問もあつたようですが、ただ單に鑑別するのみでなくして、一定期間、二週間でも収容されるということになります。これは大体わかりましたが、先ほどから御質問もあつたようですが、こうした青少年の私は教育が十分行なわれなければならぬのは先ほどのお話をおりですが、これに対する法務大臣は十分愛情のある教育を自分がやる考え方だ、またやつてお話をですが、どういうお考えでそういう御答弁ですが、ところがそれに對して専任の職員がいないというようないます。どういふことをお聞きになつたわけでござります。今回移転いたしましたのは、資料によりまして御承知のとおり、約現在の敷地の四倍くらいのものでござります。建物もやはり五割方大きいといふことになつております。それから収容定員につきましては、これは従来の実績を考えまして、将来の規模等も考えまして、収容人員をかなりふやし得るという予定になつております。それからさらに非行少年につきましての相談のセンターをここに設けるといふことができるような措置をいたしております。すなわち外來者の鑑別ができるようになつておるといふよりも、この施設を充実いたすことに相なつておるわけでござります。

うことになつたのですか、ひとつその点をお伺いしたい。

○國務大臣(中垣國男君) 先ほど刑罰主義よりも教育主義に重点を置いてとお答えいたしましたのは、少年院においてのことを申し上げたのであります。鑑別所におきまして、先ほど来、調査部長から説明がございましたとおりに、家庭裁判所から回されてくる者をいやおうなしに少年鑑別所としては預かりしなくてはならない建前になつておりますので、それを預かりするわけであります。それからいろいろ科学的な調べ方によりまして、たとえば精神医学であるとかあるいは、その他の心理学あるいはいろいろ学問的に調べまして、はたしてその非行というものがどういうところに原因があるかどうか、こういうことを調べるわけです。たとえば非常な極端な睡眠不足がこういう非行を行なわせたとか、あるいはまた極端な胃腸障害がそういう非行を犯したとか、そういうようなことを鑑別するところであります。それを表に作つて、また家裁のほうに一応返すわけであります。それをどういう資料にお使いにならうとも、少年鑑別所の仕事でこれはないわけでございますが、その二週間というのは、二週間までは預からなければならぬという法律でござりますから、その間に事務が進めば、あるいは三日か四日で出ていく場合もあり得るわけです。ところが、二週間まではそれを預かりまして、その間に結論を出して、いたゞく、そういう期間でござりますから、この段階で、先ほど少年院の場合に申し上げたよろな、たとえば保母さんを置くとか、あるいは蒙養教育をするとかととい

別所の二週間をやるというようなことは、それはちょっととそろ簡単にはできまらないのではないか、かように考えます。ただ先ほど申し上げましたように、少年院とか少年刑務所に行きましたからは、やはりほんとうに心のこもったやり方をして、善人に立ち返らせなければならぬと思いますけれども、鑑別の期間中といふものは、どうもそれを中心にする養成といふものはできないのではないか、かのように考えております。

ら、うも取ります人扱やつ

もう鑑別所としての取り扱いといふのは、ほんとうに親切な、丁寧な扱いを現在しておるわけでござい。決して被疑者扱いにしたり、罪疑にしたり、そういうことは全然ございません。おめでとうござります。

までの病気等の医療については十分これを行なう。それから観護課といふにつきましては、大体におきまして在所中の身柄の確保、その他処遇をいたすわけでありますが、ここにおきましては、やはり生活指導、それからしつけ、もとよりつどらつてあります。

ターと申しますのは、これは外来の方々が、つまりそらいう問題になつてない方々で外來の方で鑑別をしてもららう、あるいは問題の少年の相談をしたいといふ方々の利用をしてもららう、こういう施設の意味でござります。

非常に意味が違うということになるわけでございます。

ら、もう鑑別所としての取り扱いといふものは、ほんとうに親切な、丁寧な取り扱いを現在しておるわけでござります。決して被疑者扱いにしたり、罪人扱いにしたり、そういうことは全然やつておりません。

それからお説のとおりに、たとえ三日であつても、二週間であつても、非常に影響しやすい、いろいろそういう感情的にもいろいろ影響しやすい年代であるから、これは大事にしてやる、愛情を持つて扱つてやる、それはもちろんそのとおりであると思いますので、さういうにいたして参りたいと思います。

○鬼木勝利君 それではお尋ねいたしましたが、厚生施設とか、福祉施設とかいうものが鑑別所にどういうふうな形でなされておるか、その点ひとつ政府委員の方にお尋ねいたしたい。

○政府委員(津田実君) ただいまのところねでございますが、先ほど来大臣から御説明申し上げましたように、鑑別所はその資質の鑑別を中心いていたしておるわけであります。たとえばただいまの大坂の少年鑑別所でございますると、職員の構成いたしましては、「人の医師である技官、十一人の心理学者である技官」とが配置されているわけであります。これらの技官によりまして十分の資質の鑑別をするわけであります。そこでその鑑別所におきましては、たとえば大阪におきましては、庶務課といふようなもののはかに、観察課、鑑別課、医務課といふのがござります。鑑別課におきましては、たゞまの本体である鑑別をいたしますし、医務課におきましては医療、保健衛生一般をやる。したがいまして、その開における、あるいはそこへ収容され

までの病気等の医療については十分に行なう。それから親譲りといふのにつきましては、大体におきまして在所中の身柄の確保、その他処遇をいたすわけですが、ここにおきましては、やはり生活指導、それからしつけというようなものをやるわけであります。何にいたしましても、短期間でござりますので、教育的なものといなましましてはそういうのをやつておきます。ただ本質的な教育を行なうということになりますと、静かに少年の資質を鑑別するということと、若干の差しが見えを生ずることもありますので、このしつけ、あるいは生活指導といふ面だけを行なうというのを建前にいたします。

ターと申しますのは、これは外来の方々で外来の方で鑑別をしてもららう、あるいは問題の少年の相談をしたいという方々の利用をしてもららう、こういう施設の意味でございます。

○鬼木勝利君　だったらここで鑑別を受けるところの非行少年が、今のおなじみの方のお話のように、必ずしも家庭裁判所に送られるとは限らない。直ちに家庭に帰る人もある。だったらもうこれは考えによつては鑑別所は一つの待合所みたいのものだから、そしたら二般の鑑別を受けるところの青少年に対して、私はもつと有効な施設をしてやりたい。そういうふうなお考えはありますよ。

○政府委員(津田実君)　この家庭裁判所、本来鑑別をされることに収容されます者は、家庭裁判所の処分によつて収容される。したがいまして、ここにおきます鑑別の結果は、家庭裁判所のその後の処分に資するわけでございまします。したがいまして、家庭裁判所がその鑑別の結果を採用されるかどうかと申しますことは、全く裁判所の判断によります。したがいまして、この鑑別そのものは鑑別そのものとしての意味があるといふことではございませんが、外来の方々が来られて、この少年の資質を鑑別してほしいといふこともできるといふ建前になつております。したがいまして、収容されて鑑別される場合と、そろそろじゃなくして外来として鑑別する場合とおのずから性質が、鑑別そのものの性質は違いませんが、強制的に収容されているかどうかという点においては

○鬼木勝利君 それでは、まあこれは、いづれ私たちも見拝していきたいと思っております。そうしてなお私は検討を加えていろいろお話を申し上げたいと思つておりますが、何しろ見てもいいなし、私も初めてで、あるいは質問が見当はずれがあるかもしれません。しかし、教育に関しては私も三十年の経験を持っておりますので、いささか私は考え方を持つておるので、現在少年院とかあるいは鑑別所でお預かりになる場合に、一日のまかない費といいますか、食費といいますか、どういうふうになつておりますか。これをちょっとお伺いいたします。

○政府委員(津田実君) 矯正局の説明員からお答をさせていただきます。

○説明員(山田弘君) 主食が三十八円八十八銭、副食が三十円、合計六十八円八十八銭となつております。

○鬼木勝利君 そういうことで心身発達途上にある青少年をまかなえると思つていらっしゃるのですか。その点ちょっとと私お尋ねしたい。

○説明員(山田弘君) ただいま申し上げました金額で、主食の一日の熱量が二千三百カロリー、それから副食の熱量が六百カロリー、大体二千九百カロリー、これは熱量から申しますと、国民一日のこの年令の人たちのとつておられますものと遜色はございません。

○鬼木勝利君 いろんなことをあなたおつしやつたが、あなたは六十八円で――あなたは青少年でないでしょけれども、六十八円で完全に保健ができると思つておりますか。これは、自衛隊あたりも百二十円か百三十円で





して六十日以内（当該処分について異議申立てをしたときは、当該異議申立てについての決定があつたことを知つた日の翌日から起算して三十日以内）に、しなければならない。

天災その他審査請求をしなかつたことについての理由があるときは、審査請求をしなかつたことについての限りでない。

前項ただし書の場合における審査請求は、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内にしなければならない。

審査請求は、処分（当該処分について異議申立てをしたときは、当該異議申立てについての決定があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

審査請求書を郵便で提出した場合はにおける審査請求期間の計算については、郵送に要した日数は、算入しない。

（審査請求書の記載事項）

第十五条 審査請求書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

1 審査請求人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

2 審査請求に係る処分

3 審査請求に係る処分があつたことを知つた年月日

4 審査請求の趣旨及び理由

5 処分の教示の有無及びその内容

6 審査請求の年月日

7 審査請求人が、法人その他の社団若しくは財團であるとき、総代

を互選したとき、又は代理人によつて審査請求をするときは、審査請求書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載しなければならない。

審査請求書には、前項に規定する事項のほか、第二十条第二号の規定により異議申立てについての決定を経ないで審査請求をする場合には、異議申立てをした年月日を、同条第三号の規定により異議申立てについての決定を経ないで審査請求をする場合には、その決定を経ないことにについての正当な理由を記載しなければならない。

審査請求書には、審査請求人（審査請求人が法人その他の社団又は財團であるときは代表者又は代理人、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査請求をするときは代理人）が押印しなければならない。

（口頭による審査請求）

第十六条 口頭で審査請求をする場合には、前条第一項から第三項までに規定する事項を陳述しなければならない。この場合において、その教示された行政庁に書面で審査請求がされたときは、当該行政庁は、すみやかに、審査請求の正本及び副本を处分庁又は審査庁に送付し、かつ、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

（前項の規定により処分庁に審査請求の正本及び副本が送付されたときは、処分庁は、すみやかに、その正本を審査請求人に送付しなければならない。

（前項の規定により処分庁に審査請求の正本及び副本が送付されなかつて、その旨を審査請求人に通知しなければならない。

2 前項の場合には、処分庁は、直ちに、審査請求書の正本又は審査請求書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載しなければならない。

3 第一項の場合における審査請求期間の計算については、処分庁に審査請求書を提出し、又は処分庁に対し当該事項を陳述した時に、

審査請求があつたものとみなす。（誤った教示をした場合の救済）

4 審査請求をする場合には、その決定を経ない期間を審査請求期間とするときは、当該審査請求は、法定の審査請求期間内にされたものとみなす。

第十九条 処分庁が誤つて法定の期間よりも長い期間を審査請求期間として教示した場合において、その教示された期間内に審査請求がされたときは、当該審査請求は、法定の審査請求期間内にされたものとみなす。

（異議申立ての前置）

第二十条 審査請求は、当該処分につき異議申立てをすることができないときは、異議申立てについての決定を経た後でなければ、することができる。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りでない。

1 処分庁が、当該処分につき異議申立てをすることができる旨を教示しなかつたとき。

2 当該処分につき異議申立てをした日の翌日から起算して三箇月を経過しても、処分庁が当該

（補正）

三 その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正當な理由があるとき。

四 審査請求が不適法であつて補正することができるものである。

2 前項の規定により審査請求書を審査庁に送付し、かつ、その旨を異議申立て人に通知しなければならない。

（弁明書の提出）

第二十二条 審査庁は、審査請求の正本又は異議申立て書若しくは異議申立て書が審査庁に送付されたときは、はじめから審査庁に審査請求がされたものとみなす。

第三条 処分庁から弁明書の提出があつたときは、審査庁は、その副本を審査請求人に送付しなければならない。ただし、審査請求の全部を容認すべきときは、この限りでなければならない。

4 弁明書は、正副二通を提出しなければならない。

5 処分庁から弁明書の提出があつたときは、審査庁は、その副本を審査請求人に送付しなければならない。ただし、審査請求の全部を容認すべきときは、この限りでなければならない。

6 弁明書は、正副二通を提出しなければならない。

7 弁明書は、正副二通を提出しなければならない。

8 弁明書は、正副二通を提出しなければならない。

9 弁明書は、正副二通を提出しなければならない。

10 弁明書は、正副二通を提出しなければならない。

11 弁明書は、正副二通を提出しなければならない。

12 弁明書は、正副二通を提出しなければならない。

13 弁明書は、正副二通を提出しなければならない。

14 弁明書は、正副二通を提出しなければならない。

15 弁明書は、正副二通を提出しなければならない。

16 弁明書は、正副二通を提出しなければならない。

17 弁明書は、正副二通を提出しなければならない。

18 弁明書は、正副二通を提出しなければならない。

あるときは、審査庁は、相当の期間を定めて、その補正を命じなければならない。

（第二十二条 審査庁は、審査請求を受理したときは、審査請求書の副本又は審査請求書の写しを処分庁に送付し、相当の期間を定めて、弁明書の提出を求めることができる。

（第二十三条 審査請求人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合において、審査庁が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（第二十四条 審査請求人は、弁明書の許可を得て、参加人として当該審査請求に参加することができる。

（第二十五条 審査請求人は、利害関係人は、審査請求に参加することができる。

（第二十六条 審査請求人は、利害関係人は、審査請求に参加することができる。

（第二十七条 審査請求人は、利害関係人は、審査請求に参加することができる。

（第二十八条 審査請求人は、利害関係人は、審査請求に参加することができる。

（第二十九条 審査請求人は、利害関係人は、審査請求に参加することができる。

（第三十条 審査請求人は、利害関係人は、審査請求に参加することができる。

（第三十一条 審査請求人は、利害関係人は、審査請求に参加することができる。

（第三十二条 審査請求人は、利害関係人は、審査請求に参加することができる。

（第三十三条 審査請求人は、利害関係人は、審査請求に参加することができる。

（第三十四条 審査請求人は、利害関係人は、審査請求に参加することができる。

（第三十五条 審査請求人は、利害関係人は、審査請求に参加することができる。

（第三十六条 審査請求人は、利害関係人は、審査請求に参加することができる。

（第三十七条 審査請求人は、利害関係人は、審査請求に参加することができる。

（第三十八条 審査請求人は、利害関係人は、審査請求に参加することができる。

（第三十九条 審査請求人は、利害関係人は、審査請求に参加することができる。



査請求につき裁決をする権限を有しなくなつたときは、当該行政庁は、審査請求書又は審査請求録取書及び関係書類その他の物件を新しく引継がなければならない。

この場合においては、その引継ぎを受けた行政庁は、すみやかに、その旨を審査請求人及び参加人に通知しなければならない。

#### (審査請求の取下げ)

第三十九条 審査請求人は、裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。

2 審査請求の取下げは、書面でしなければならない。

(裁決)

第四十条 審査請求が法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。

2 審査請求が理由がないときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

3 審査請求が理由があるときは、審査庁は、裁決で、当該処分を取り消す。

4 審査請求が理由があるときは、審査請求が理由があるときは、審査庁は、裁決で、当該実行行為の全部又は一部を撤廃すべきことを命ずるとともに、裁決で、その旨を宣言する。

5 前二項の場合において、審査庁が処分の上級行政庁であるときは、一部を撤廃すべきことを命ずる。審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における規定による裁決にあつては、審査

変更し、又は処分庁に対し当該事実行為を変更すべきことを命ずることもできる。ただし、審査請求人の不利益に当該処分を変更することを命ずることはできない。

又は当該事実行為を変更すべきことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受けける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮したうえ、処分を取り消し又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるとときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却することができる。

この場合には、審査庁は、裁決で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。

#### (裁決の方式)

第四十一条 裁決は、書面で行ない、かつ、理由を附し、審査庁がこれに記名押印をしなければならない。

2 審査庁は、再審査請求をするこ

とができる裁決をする場合には、裁決書に再審査請求をすることができる旨並びに再審査庁及び再審

(裁決の効力発生)

第四十二条 裁決は、審査請求人(当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十条第三項から第五項までの規定による裁決にあつては、審査

請求人及び処分の相手方)に送達することによつて、その効力を生ずる。

2 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の副本を送付することによって行なう。ただし、送達を受けるべき者の所在が知れないとき、その他裁決書の副本を送付することができないときは、公示の方法によつてすることができる。

3 公示の方法による送達は、審査

庁が裁決書の副本を保管し、いつもその送達を受けるべき者に交付する旨を当該審査庁の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載してするものとする。この場合には、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書の副本の送付があつたものとみなす。

4 審査庁は、裁決書の副本を参加

人及び処分庁に送付しなければならぬ。

#### (裁決の拘束力)

第四十三条 裁決は、関係行政庁を拘束する。

2 申請に基づいてした処分が手続の違法若しくは不当を理由として裁決で取り消され、又は申請を却下し若しくは棄却した処分が裁決で取り消されたときは、処分

は、裁決の趣旨に従い、改めて申

請に対する処分をしなければならぬ。

3 法令の規定により公示された処

分が裁決で取り消され、又は変更されたときは、処分庁は、当該処分

は、審査請求人(当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十条第三項から第五項までの規定による裁決にあつては、審査

分が取り消され、又は変更された旨を公示しなければならない。

法令の規定により処分の相手方以外の利害関係人に通知された処分が裁決で取り消され、又は変更されたときは、処分庁は、その通知を受けた者(審査請求人及び参加人を除く。)に、当該処分が取り消され、又は変更された旨を通知しなければならない。

#### (証拠書類等の返還)

第四十四条 審査庁は、裁決をしたときは、すみやかに、第二十六条の規定により提出された証拠書類又は証拠物及び第二十八条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件をその提出人に返還しなければならない。

#### (異議申立て)

第四十五条 異議申立ては、処分があつたことを知った日の翌日から起算して六十日以内にしなければならない。

第三節 処分についての異議

(異議申立て期間)

申立て

(誤った教示をした場合の教済)

第四十六条 異議申立てをすることができない処分につき、処分が誤つて審査請求をすることができるとき、処分が誤つて審査請求をすることができる旨を教示した場合(審査請求をすることができる旨並びに再審査庁及び再審

(裁決の効力発生)

第四十七条 異議申立てが法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、処分庁は、決定で、当該異議申立てたものとみなす。

#### (決定)

2 前項の規定により審査請求書が処分庁に送付されたときは、はじめから処分庁に異議申立てがされたものとみなす。

3 異議申立てが理由がないときは、処分は、処分庁は、決定で、当該異議申立てを棄却する。

3 処分(事実行為を除く。)についての異議申立てが理由があるときは、処分は、処分庁は、決定で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、異議申立ての合議制の行政機関の答申に基づいてされたものであるときは、さらに当該行政機関に諮問し、その答申に基づかなければ、当該処分が法令に基づく審議会その他の合議制の行政機関の答申に基づいてされたものであるときは、さらに当該行政機関に諮問し、その答申に基づかなければ、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更することができる。

4 事実行為についての異議申立てが理由があるときは、処分は、

当該事実行為の全部若しくは一部を撤廃し、又はこれを変更するとともに、決定で、その旨を宣言する。ただし、異議申立ての不利益に

事実行為を変更することができない。

3 処分は、審査請求をするこ

とに對する処分をしなければならない。

4 処分は、審査請求をすることに對する処分をしなければならない。

5 処分は、審査請求をすることに對する処分に係る異議申立てについて決定をする場合には、異議



行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案	第十四条 自衛隊法の一部改正	第二章 法務省関係(第二十一 条-第三十三条)	第五十四条 連合国財産の返還等に伴う損失の処理等に関する法律
行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案	第十五条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協定及び安全保障条約	第三十九条 塚專売法の一部改正	第五十五条 損害保険料率算出の一部改正
第一条 総理府関係(第一条-第二十条)	第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部改正	第四十条 塚施設法の一部改正	第五十六条 国民金融公庫法の一部改正
第二条 総理府設置法の一部改正	第七条 恩給法の一部改正	第四十一条 塚業整備臨時措置法の一部改正	第五十七条 外國為替及び外国貿易管理法の一部改正
第三条 公務員等の懲戒免除等に関する法律の一部改正	第八条 恩給法の一部改正	第四十二条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の一 部改正	第五十八条 外資に関する法律の一部改正
第四条 正規給法の一部改正	第九条 中小企業等協同組合法の一部改正	第四十三条 公共企業体職員等共済組合法の一部改正	第五十九条 設備等輸出為替損失補償法の一部改正
第五条 恩給法の一部改正	第十条 道路交通法の一部改正	第四十四条 國家公務員共済組合法の一部改正	第六十条 教育職員免許法の一部改正
第六条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十五号)の一部改正	第十一条 土地調整委員会設置法の一部改正	第四十五条 税理士法の一部改正	第六十一条 文部省關係(第六十条 第六十七条)
第七条 私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正	第十二条 銃砲刀劍類等所持取締法の一部改正	第四十六条 關稅定率法の一部改正	第六十二条 學校教育法の一部改正
第八条 軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律の一 部改正	第十三条 連合國占領軍等の行為による特別損失の補償に関する法律の一部改正	第四十七条 關稅法の一部改正	第六十三条 文部省著作教科書の出版権等に関する法律の一部改正
第九条 メリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律の一部改正	第十四条 外務省關係(第三十四条-第三十五条)	第四十八条 とん稅法の一部改正	第六十四条 宗教法人法の一部改正
第十条 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一 部改正	第十五条 水資源開発公團法の一部改正	第四十九条 特別とん稅法の一 部改正	第六十五条 學校施設の確保に関する政令の一部改正
第十二条 道路交通法の一部改正	第十六条 外務公務員法の一部改正	第五十条 証券取引法の一部改正	第六十六条 私立學校教職員共済組合法の一部改正
第十三条 統計報告調整法の一 部改正	第十七条 第四章 大蔵省關係(第三十六 条-第五十九条)	第五十一条 社寺等に無償で貸し付けてある国有財產の処分に関する法律の一部改正	第六十七条 日本専売公社法の一部改正
第十四条 統計報告調整法の一部改正	第十八条 第二十五条 水資源開発公團法の一部改正	第五十二条 連合國財產補償法の一部改正	第六十八条 たばこ專賣法の一 部改正
第十五条 統計報告調整法の一部改正	第十九条 第二十六条 大蔵省設置法の一部改正	第五十三条 接取貲金團等の処理に関する法律の一部改正	第六十九条 たばこ專賣法の一部改正
第十六条 統計報告調整法の一部改正	第二十条 第二十七条 日本専売公社法の一部改正	第五十四条 連合國財產の返還等に伴う損失の処理等に関する法律の一部改正	第七十条 たばこ專賣法の一部改正

第六十七条 文化財保護法の一 部改正	第八十五条 公衆浴場法の一部 改正	第一百五十三条 厚生省関係（第六十八条 条第一百十一条）	第一百二十二条 植物防疫法の一 部改正
第六十九条 自然公園法の一部 改正	第八十六条 へい歎処理場等に 関する法律の一部 改正	第六十八条 厚生省設置法の一 部改正	第一百二十三条 農業機械化促進 法の一 部改正
第七十条 伝染病予防法の一部 改正	第八十七条 クリーニング業法 の一部改正	第六十九条 「トラホーム」予防 法の一部改正	第一百二十四条 牧野法の一部改 正
第七十二条 寄生虫病予防法の一部 改正	第八十八条 狂犬病予防法の一 部改正	第七十二条 「トラホーム」予防 法の一部改正	第一百二十六条 家畜伝染病予防 法の一部改正
第七十三条 性病予防法の一部 改正	第八十九条 と畜場法の一部改 正	第七十三条 性病予防法の一部 改正	第一百二十七条 飼料の品質改善 法の一部改正
第七十四条 精神衛生法の一部 改正	第九十条 清掃法の一部改 正	第七十四条 精神衛生法の一部 改正	第一百二十八条 家畜改良増殖法 の一部改正
第七十五条 結核予防法の一部 改正	第九十一条 美容師法の一部改 正	第七十五条 結核予防法の一部 改正	第一百二十九条 引揚者給付金等支 給法の一部改正
第七十六条 植物防疫法の一部改 正	第九十二条 水道法の一部改 正	第七十六条 植物防疫法の一部改 正	第一百三十条 豚農振興法の一 部改正
第七十七条 栄養改善法の一部 改正	第九十三条 あん摩師、はり 師、きゅう師及び柔道整復師法の一 部改正	第七十七条 栄養改善法の一部 改正	第一百三十二条 家畜取引法の一 部改正
第七十八条 原子爆弾被爆者の 予防法の一部改正	第九十四条 医療法の一部改 正	第七十八条 原子爆弾被爆者の 予防法の一部改正	第一百三十三条 食糧管理法の一 部改正
第七十九条 地、埋葬等に関する 法律の一部改正	第九十五条 齋科教工法の一部 改正	第七十九条 地、埋葬等に関する 法律の一部改正	第一百三十四条 農業産業組合等に よる産業組合の資
第八十条 食品衛生法の一部 改正	第九十六条 薬事法の一部改 正	第八十条 食品衛生法の一部改 正	第一百三十五条 農業委員会等に する法律の一部改正
第八十二条 理容師法の一部改 正	第九十七条 身体障害者福祉法 の一部改正	第八十二条 理容師法の一部改 正	第一百三十六条 農業生産調整組 合法の一部改正
第八十三条 興行場法の一部改 正	第九十八条 生活保護法の一部 改正	第八十三条 興行場法の一部改 正	第一百三十七条 農業灾害補償法 の一部改正
第八十四条 旅館業法の一部改 正	第九十九条 精神薄弱者福祉法 の一部改正	第八十四条 旅館業法の一部改 正	第一百三十八条 農業協同組合等に する法律の一部改正
第八十五条 社会保険審査会法の 一部改正	第一百条 児童福祉法の一部改 正	第八十五条 社会保険審査会法の 一部改正	第一百三十九条 農業取締法の一 部改正
第一百四条 正	第一百一条 健康保険法の一部改 正	第一百四条 正	第一百四十一条 漁船法の一 部改正
第一百四十五条 第一百四十六条 条の一部改正	第一百二条 農林漁業団体職員 共済組合法の一部改正	第一百四十五条 第一百四十六条 条の一部改正	第一百四十二条 水産資源保護法 の一部改正
第一百四十六条 正	第一百三条 土地改良法の一部 改正	第一百四十六条 正	第一百四十三条 真珠養殖事業法 の一部改正
第一百四十七条 正	第一百四十七条 農業病害虫等防 除法の一部改正	第一百四十七条 正	第一百四十四条 漁船損害補償法 の一部改正
第一百四十八条 正	第一百四十八条 森林法の一部改 正	第一百四十八条 正	第一百四十五条 輸出水産業の振 興に関する法律の一部改正
第一百四十九条 正	第一百四十九条 森林病害虫等防 除法の一部改正	第一百四十九条 正	第一百四十六条 漁業生産調整組 合法の一部改正
第一百五十条 正	第一百五十条 農業産業組合の 一部改正	第一百五十条 正	第一百四十七条 輸出保険法の一 部改正
第一百五十二条 正	第一百五十二条 農業産業組合の 一部改正	第一百五十二条 正	第一百四十八条 輸出入取引法の 一部改正
第一百五十三条 正	第一百五十三条 農業産業組合の 一部改正	第一百五十三条 正	第一百四十九条 輸出検査法の一 部改正
第一百五十四条 正	第一百五十四条 農業産業組合の 一部改正	第一百五十四条 正	第一百五十条 プラント類輸出促 進臨時措置法の一 部改正
第一百五十五条 正	第一百五十五条 農業産業組合の 一部改正	第一百五十五条 正	第一百五十二条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百五十六条 正	第一百五十六条 農業産業組合の 一部改正	第一百五十六条 正	第一百五十二条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百五十七条 正	第一百五十七条 農業産業組合の 一部改正	第一百五十七条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百五十八条 正	第一百五十八条 農業産業組合の 一部改正	第一百五十八条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百五十九条 正	第一百五十九条 農業産業組合の 一部改正	第一百五十九条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百六十条 正	第一百六十条 農業産業組合の 一部改正	第一百六十条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百六十二条 正	第一百六十二条 農業産業組合の 一部改正	第一百六十二条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百六十三条 正	第一百六十三条 農業産業組合の 一部改正	第一百六十三条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百六十四条 正	第一百六十四条 農業産業組合の 一部改正	第一百六十四条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百六十五条 正	第一百六十五条 農業産業組合の 一部改正	第一百六十五条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百六十六条 正	第一百六十六条 農業産業組合の 一部改正	第一百六十六条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百六十七条 正	第一百六十七条 農業産業組合の 一部改正	第一百六十七条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百六十八条 正	第一百六十八条 農業産業組合の 一部改正	第一百六十八条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百六十九条 正	第一百六十九条 農業産業組合の 一部改正	第一百六十九条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百七十条 正	第一百七十条 農業産業組合の 一部改正	第一百七十条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百七十二条 正	第一百七十二条 農業産業組合の 一部改正	第一百七十二条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百七十三条 正	第一百七十三条 農業産業組合の 一部改正	第一百七十三条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百七十四条 正	第一百七十四条 農業産業組合の 一部改正	第一百七十四条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百七十五条 正	第一百七十五条 農業産業組合の 一部改正	第一百七十五条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百七十六条 正	第一百七十六条 農業産業組合の 一部改正	第一百七十六条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百七十七条 正	第一百七十七条 農業産業組合の 一部改正	第一百七十七条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百七十八条 正	第一百七十八条 農業産業組合の 一部改正	第一百七十八条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百七十九条 正	第一百七十九条 農業産業組合の 一部改正	第一百七十九条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百八十条 正	第一百八十条 農業産業組合の 一部改正	第一百八十条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百八十二条 正	第一百八十二条 農業産業組合の 一部改正	第一百八十二条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百八十三条 正	第一百八十三条 農業産業組合の 一部改正	第一百八十三条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百八十四条 正	第一百八十四条 農業産業組合の 一部改正	第一百八十四条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百八十五条 正	第一百八十五条 農業産業組合の 一部改正	第一百八十五条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百八十六条 正	第一百八十六条 農業産業組合の 一部改正	第一百八十六条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百八十七条 正	第一百八十七条 農業産業組合の 一部改正	第一百八十七条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百八十八条 正	第一百八十八条 農業産業組合の 一部改正	第一百八十八条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百八十九条 正	第一百八十九条 農業産業組合の 一部改正	第一百八十九条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百九十条 正	第一百九十一条 農業産業組合の 一部改正	第一百九十条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百九十二条 正	第一百九十二条 農業産業組合の 一部改正	第一百九十二条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百九十三条 正	第一百九十三条 農業産業組合の 一部改正	第一百九十三条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百九十四条 正	第一百九十四条 農業産業組合の 一部改正	第一百九十四条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百九十五条 正	第一百九十五条 農業産業組合の 一部改正	第一百九十五条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百九十六条 正	第一百九十六条 農業産業組合の 一部改正	第一百九十六条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百九十七条 正	第一百九十七条 農業産業組合の 一部改正	第一百九十七条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百九十八条 正	第一百九十八条 農業産業組合の 一部改正	第一百九十八条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第一百九十九条 正	第一百九十九条 農業産業組合の 一部改正	第一百九十九条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第二百十条 正	第二百十条 農業産業組合の 一部改正	第二百十条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第二百十一条 正	第二百十一条 農業産業組合の 一部改正	第二百十一条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第二百十二条 正	第二百十二条 農業産業組合の 一部改正	第二百十二条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第二百十三条 正	第二百十三条 農業産業組合の 一部改正	第二百十三条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第二百十四条 正	第二百十四条 農業産業組合の 一部改正	第二百十四条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第二百十五条 正	第二百十五条 農業産業組合の 一部改正	第二百十五条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第二百十六条 正	第二百十六条 農業産業組合の 一部改正	第二百十六条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第二百十七条 正	第二百十七条 農業産業組合の 一部改正	第二百十七条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第二百十八条 正	第二百十八条 農業産業組合の 一部改正	第二百十八条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第二百十九条 正	第二百十九条 農業産業組合の 一部改正	第二百十九条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第二百二十条 正	第二百二十条 農業産業組合の 一部改正	第二百二十条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第二百二十一条 正	第二百二十一条 農業産業組合の 一部改正	第二百二十一条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第二百二十二条 正	第二百二十二条 農業産業組合の 一部改正	第二百二十二条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第二百二十三条 正	第二百二十三条 農業産業組合の 一部改正	第二百二十三条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第二百二十四条 正	第二百二十四条 農業産業組合の 一部改正	第二百二十四条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第二百二十五条 正	第二百二十五条 農業産業組合の 一部改正	第二百二十五条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第二百二十六条 正	第二百二十六条 農業産業組合の 一部改正	第二百二十六条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第二百二十七条 正	第二百二十七条 農業産業組合の 一部改正	第二百二十七条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第二百二十八条 正	第二百二十八条 農業産業組合の 一部改正	第二百二十八条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第二百二十九条 正	第二百二十九条 農業産業組合の 一部改正	第二百二十九条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第二百三十条 正	第二百三十条 農業産業組合の 一部改正	第二百三十条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第二百三十一条 正	第二百三十一条 農業産業組合の 一部改正	第二百三十一条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第二百三十二条 正	第二百三十二条 農業産業組合の 一部改正	第二百三十二条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第二百三十三条 正	第二百三十三条 農業産業組合の 一部改正	第二百三十三条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第二百三十四条 正	第二百三十四条 農業産業組合の 一部改正	第二百三十四条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第二百三十五条 正	第二百三十五条 農業産業組合の 一部改正	第二百三十五条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第二百三十六条 正	第二百三十六条 農業産業組合の 一部改正	第二百三十六条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第二百三十七条 正	第二百三十七条 農業産業組合の 一部改正	第二百三十七条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第二百三十八条 正	第二百三十八条 農業産業組合の 一部改正	第二百三十八条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第二百三十九条 正	第二百三十九条 農業産業組合の 一部改正	第二百三十九条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第二百四十条 正	第二百四十条 農業産業組合の 一部改正	第二百四十条 正	第一百五十三条 輸出品デザイン 法の一 部改正
第二百四十一正	第二百四十一正	第二百四十一正	第二百四十一正

制に關する法律 の一部改正	第百七十四条 石炭鉱業合理化 臨時措置法の一 部改正	第百九十条 小型船運送業法 木船運送法の一 部改正	第二百十条 航路標識法の一 部改正
第百五十八条 割賦販売法の一 部改正	第百七十五条 鉱山保安法の一 部改正	第百九十二条 木船再保険法の一 部改正	第二百十一条 水路業務法の一 部改正
第百五十九条 計量法の一部改 正	第百七十六条 鉱山保安法の一 部改正	第百九十三条 船舶安全法の一 部改正	第二百一十二条 海難審判法の一 部改正
第百六十条 航空機製造事業法 の一部改正	第百七十七条 電気工事士法の 一部改正	第百九十四条 船員法の一 部改正	第二百一十三条 気象業務法の一 部改正
第百六十二条 武器等製造法の 一部改正	第百七十八条 ガス事業法の 一部改正	第百九十五条 船員法の一 部改正	第二百一十四条 郵政省設置法の 一部改正
第百六十三条 火薬取締法の一 部改正	第百七十九条 電気用品取締法 の一部改正	第百九十六条 船舶職員法の一 部改正	第二百一十五条 有線電気通信法 の一部改正
第百六十四条 木材防腐特別措 置法の一部改正	第百八十条 弁理士法の一部改 正	第百九十七条 港湾法の一 部改正	第二百一十六条 公衆電気通信法 の一部改正
第百六十五条 織維工業設備臨 時措置法の一部改 正	第百八十二条 特許法の一部改 正	第百九十八条 港湾運送事業法 の一部改正	第二百一十七条 有線放送電話に 関する法律の一 部改正
第百六十六条 鉱業法の一部改 正	第百八十三条 意匠法の一部改 正	第百九十九条 倉庫業法の一 部改正	第二百一十八条 簡易生命保険法 の一部改正
第百六十七条 採石法の一部改 正	第百八十四条 商標法の一部改 正	第二百十条 陸上交通事業調整法 の一部改正	第二百一十九条 建設省関係(第二百三 十二条) 第二百五十五条 失業保険法の一 部改正
第百六十八条 石油及び可燃性 天然ガス資源開発法の一 部改正	第百八十五条 中小企業団体の 組織に関する法律の一 部改正	第二百十一条 帝都高度度交通營 團法の一部改正	第二百二十条 土地収用法の一 部改正
第百六十九条 石油資源探鉱促 進臨時措置法の一部改 正	第百八十六条 小売商業調整特 別措置法の一部改 正	第二百十二条 通運事業法の一 部改正	第二百三十一条 宅地建物取引 業法の一 部改正
第百七十一条 砂利採取法の一部 改 正	第百八十七条 工商会の組織等 に関する法律の一 部改正	第二百十三条 電波法の一 部改正	第二百三十二条 建設業法の一 部改正
第百七十二条 核原料物質開発 促進臨時措置法の 一部改 正	第百八十八条 運輸省設置法の 一部改正	第二百十四条 駐車場法の一 部改正	第二百三十三条 建設業法の一 部改正
第百七十三条 水洗炭業に関する 法律の一部改 正	第九章 運輸省関係(第二百八十八 条) 第二百十三条规定	第二百十五条 自動車損害賠償保 障法の一 部改正	第二百三十四条 公共用地の取 得に關する特 別措置法の一 部改正
第百七十三条 臨時石炭鉱害復 旧法の一部改 正	第一百八十八条 運輸省設置法の 一部改正	第二百十六条 自動車ターミナル 法の一 部改正	第二百三十五条 屋外広告物法 の一部改正
第百八十九条 海上運送法の一 部改正	第一百八十九条 海上運送法の 一部改正	第二百十七条 航空法の一 部改正	第二百三十六条 土地区画整理 法の一 部改正
第二百九十条 旅行あつ旅業法の 一部改正	第二百一十条 公共企業体等 法の一 部改正	第二百二十二条 労働保險審査 官及び労働保 険審査会法の 一部改正	第二百三十七条 都市公園法の 一部改正
第二百九十三条 公共施設の整 理の一部改正	第二百一十三条 労働關係調整 法の一 部改正	第二百二十三条 下水道法の一 部改正	第二百三十九条 公共施設の整 理の一部改正



















げの処分を行なわない旨を宣言しなければならない。

8 行政不服審査法(昭和三十七号)第五十七条及び第六項を削る。

規定は第一項の説明書を交付する場合に、同法第二章第一節及び第三節(第四十五条を除く。)の規定は第三項の異議の申出に準用する。

9 免許状取上げの処分については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

(文部省著作教科書の出版権等に關する法律の一部改正)

第六十二条 文部省著作教科書の出版権等に関する法律(昭和二十四年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条に次の一項を加える。

7 第三项の裁定についての異議申立てにおいては、対価についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

(宗教法人法の一部改正)

第六十三条 宗教法人法(昭和二十六年法律第百二十六号)の一部を次のように改める。

第十六条及び第十七条 削除

第二十九条 削除

第四十条 削除

第四十七条を次のように改め る。

第四十七条 削除

第七十九条第五項及び第六項を削る。

第八十条第四項中「前条第四項から第六項まで」を「前条第四項に改め、同条の次に次の二条を加える。

(不服申立ての手続における諸問題)

第八十条の二 第十四条第一項、第二十八条第一項、第三十九条第一項若しくは第四十六条第一項の規定による認証に関する決定、第七十九条第一項の規定による事業の停止の命令又は前条第一項の規定による認証の取消しについての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、当該審査請求又は異議申立てを却下する場合を除き、あらかじめ宗教法人審議会に諮問した後にしなければならない。

2 前項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、當てに對する裁決又は決定は、当該審査請求又は異議申立てが却下された後になればならない。

3 前項の規定は、当該審査請求又は異議申立てが却下された後になればならない。

(私立学校法の一部改正)

第六十四条 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の一部を次のように改める。

第十三条第一項第五号中「訴願」を「審査請求」その他の不服申立てに改める。

2 第二節 聽聞及び異議申立て

第八十五条の二を次のように改める。

3 前項の規定による処分その他の公

第三十六条の見出しを「審査請求」に改め、同条中「その決定、徴収若しくは確認の通知があつた日又は処分があつたことを知つた日から六十日以内に、」を削り、「審査を請求する」を「行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)による不服申立てをする」と改め、同条に次の一項を加える。

4 第二十九条に次の一項を加える。

5 第六十三条に次の一項を加え る。

6 第二条の規定による処分につい ては、行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)による

7 不服申立てをすることができない。

8 第四十一条を次のように改める。

9 第四十七条を次のように改め る。

(学校施設の確保に関する政令の一部改正)

第六十五条 学校施設の確保に関する政令(昭和二十四年政令第三十四号)の一部を次のように改正す る。

第一項第二号の事案に係る場合を次に掲げる処分についての異議申立てを却下する」を「次に掲げる処分についての異議申立てを却下する」に改め、「申立を受理し」を「異議申立てを受理し」に改め、同項に次の二号を加える。

2 第二十四条から第二十七条までを次のよう改める。

3 第三十八条中「第一百十条」を「第一百七条」に改める。

4 第二十四条 地方公共団体の長又は教育委員会がしたこの政令の規定による処分(第二十二条第五項の補償金額の決定を除く。)に不服がある者は、文部大臣に對して審査請求をすることがで

きる。

5 第二十五条から第二十七条まで削除

6 (私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第六十六条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改める。

7 第二節 聽聞及び異議申立て

第八十五条の二を次のように改める。

8 第四十六条第四項を削る。

9 第二節 聽聞及び異議申立て

第八十五条の二を次のように改める。

10 第二節 聽聞及び異議申立て

第八十五条の二を次のように改める。

11 第二節 聽聞及び異議申立て

第八十五条の二を次のように改める。

12 第二節 聽聞及び異議申立て

第八十五条の二を次のように改める。

日から六十日以内にしなければならない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査請求をす

ることができないことを疎明したときは、この限りでない。

第三十七条中「前条」を「前条第一項」に改める。

2 第二節 聽聞及び異議の申立て

第八十五条の二を次に掲げる処分についての異議申立てを却下する」を「次に掲げる処分についての異議申立てを却下する」に改め、「申立を受理し」を「異議申立てを受理し」に改め、同項に次の二号を加える。

限、禁止又は命令で特定の者に對して行なわれるもの

第八十五条の三を削る。

第八十五条の四の見出しを「(異議申立ての手続における聴聞)」に改め、同条第一項中「異議の申立て」を「次に掲げる処分についての異議申立て」に改め、「申立を却下する」を「当該異議申立てを却下する」に改め、「申立を受理し」を「異議申立てを受理し」に改め、同項に次の二号を加える。

2 第二節 聽聞及び異議の申立て

第八十五条の二を次に掲げる処分についての異議申立てを却下する」を「次に掲げる処分についての異議申立てを却下する」に改め、「申立を受理し」を「異議申立てを受理し」に改め、同項に次の二号を加える。













賦課、徴収若しくは第九十六条

の規定による処分を徴収金に関する処分に、「社会保険審査官に

審査を請求し」を「社会保険審査官に

に対して審査請求をして」、「社会

保険審査会に再審査を請求する」

を「社会保険審査会に対して再審

査請求をする」に改め、同条第二

項中「審査の請求」を「審査請求」

に、「請求者」を「審査請求人」に、

「社会保険審査会に再審査を請求

する」を「社会保険審査会に再審

査請求をする」に改め、同条第三

項中「審査請求」を「再審査請求」に

改め、同条に次の二項を加える。

5 第一項の審査請求及び同項又

は第二項の再審査請求について

は、行政不服審査法（昭和三十

七年法律第一号）第二章第一

節 第二節（第十八条及び第十

九条を除く。）及び第五節の規定

を適用しない。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正）

第一百九条 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「不不服申立て」を「再審査請求」として、「戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。」に改める。

5 第一項の規定による診療報酬

の額の決定については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第一号）による不服申立てをすることができない。

第三章を次のように改める。

第三章 不服申立て

（異議申立期間）

第四十条 損害年金、障害一時金、

遺族年金、遺族給与金又は弔慰

金に関する処分についての異議

申立てに関する行政不服審査法

第四十五条の期間は、その処分

の通知を受けた日の翌日から起

算して一年以内とする。

2 行政不服審査法第四十八条の規

定にかかわらず、前項の異議

申立てについては、同法第十四

条第三項の規定を準用しない。

（援護審査会の意見の聴取）

第四十一条 厚生大臣は、前条第一

項に規定する処分についての

不服申立てに対する決定をする

にあたつては、援護審査会の意

見を聞かなければならない。

（時効の中止）

第四十二条 第四十条第一項に規定

する処分についての不服申立て

では、時効の中止については、

裁判上の請求とみなす。

第五十条に次の二項を加える。

2 前項の政令においては、同項

の委任に基づいてされる処分に

つき、異議申立て又は再審査請

求をすることができる旨並びに

不服申立てをすべき行政庁及び

期間について必要な規定を設け

ることができる。

（未帰還者留守家族等援護法の一

部改正）

第一百十条 未帰還者留守家族等援護

法（昭和二十八年法律第二百六十一号）による不服申立てを

することができない。

第三章を次のように改める。

第三章 不服申立て

4 第一項の規定による診療報酬

の額の決定については、行政不

服審査法（昭和三十七年法律

第二号）による不服申立てを

することができる。

（引揚者給付金等支給法の一部改

正）

第一百十一条 引揚者給付金等支給法

（昭和三十二年法律第二百九号）の一

部を次のように改訂する。

第一百一十二条 引揚者給付金等支給法

（昭和三十二年法律第二百九号）の第一

項に規定する処分を準用しない。

（農業災害補償法の一部改正）

第一百一十三条 農業災害補償法

（昭和三十二年法律第二百九号）の第一

項に規定する処分を準用しない。

（農業災害補償法の一部改正）

第一百一十四条 農業災害補償法

（昭和三十二年法律第二百九号）の第一

項に規定する処分を準用しない。

（第三章 不服の申立て）

「第三章 不服の申立て」を「第三

章 不服申立て」に改める。

（第三章 不服の申立て）

第一百一十五条 引揚者給付金又は遺族

給付金に関する処分についての

異議申立てに係る行政不服審

査法（昭和三十七年法律第二

百九号）の一部を次のように改訂する。

（第三章 不服の申立て）

第一百一十六条 前条第一項に規定する

処分についての不服申立ては、

時効の中止については、裁判上

の請求とみなす。

（第三章 不服の申立て）

第一百一十七条を削り、第十七条の二

を第十七条とする。

第二十三条に次の二項を加え

る。

2 第十五条の規定は、前項の委

任に基づいてされる処分につい

ての審査請求に準用する。この

場合において、同条第一項中「第

四十五条」とあるのは、「第十四

条第一項本文」と読み替えるも

のとする。

第七章 農林省関係

（農業災害補償法の一部改正）

第一百一十七条 農業災害補償法

（昭和三十二年法律第二百八十五号）の一

部を次のように改訂する。

（農業災害補償法の一部改正）

第一百三十二条 農業災害補償法

（昭和三十二年法律第二百八十五号）の一

部を次のように改訂する。

（農業災害補償法の一部改正）

第一百三十三条 農業災害補償法

（昭和三十二年法律第二百八十五号）の一

部を次のように改訂する。

（農業災害補償法の一部改正）

第一百三十四条 農業災害補償法

（昭和三十二年法律第二百八十五号）の一

部を次のように改訂する。

（農業災害補償法の一部改正）

第一百三十五条 農業災害補償法

（昭和三十二年法律第二百八十五号）の一

部を次のように改訂する。

（農業災害補償法の一部改正）

第一百三十六条 農業災害補償法

（昭和三十二年法律第二百八十五号）の一

部を次のように改訂する。

（農業災害補償法の一部改正）

第一百三十七条 農業災害補償法

（昭和三十二年法律第二百八十五号）の一

部を次のように改訂する。

（不服申立て）

第三十四条 第六条第一項の規定

により都道府県知事の登録を申

請した者は、都道府県知事がそ

の申請を却下したものとのみな

にこれに対するなんらの処分を

しないときは、都道府県知事が

その申請を却下したものとのみな

にこれに対するなんらの処分を

しない。

（不服申立て）

第三十五条 第六条第一項の規定

により都道府県知事の登録を申

請した者は、都道府県知事がそ

の申請を却下したものとのみな

にこれに対するなんらの処分を

しない。

（不服申立て）

第三十六条 第六条第一項の規定

により都道府県知事の登録を申

請した者は、都道府県知事がそ

の申請を却下したものとのみな

にこれに対するなんらの処分を

しない。

（不服申立て）

第三十七条 第六条第一項の規定

により都道府県知事の登録を申

請した者は、都道府県知事がそ

の申請を却下したものとのみな

にこれに対するなんらの処分を

しない。

（不服申立て）

第三十八条 第六条第一項の規定

により都道府県知事の登録を申

請した者は、都道府県知事がそ

の申請を却下したものとのみな

にこれに対するなんらの処分を

しない。

（不服申立て）

第三十九条 第六条第一項の規定

により都道府県知事の登録を申

請した者は、都道府県知事がそ

の申請を却下したものとのみな

にこれに対するなんらの処分を

しない。

（不服申立て）

第四十条 第六条第一項の規定

により都道府県知事の登録を申

請した者は、都道府県知事がそ

の申請を却下したものとのみな

にこれに対するなんらの処分を

しない。

（不服申立て）

第四十一条 第六条第一項の規定

により都道府県知事の登録を申

請した者は、都道府県知事がそ

の申請を却下したものとのみな

にこれに対するなんらの処分を

しない。

（不服申立て）

第四十二条 第六条第一項の規定

により都道府県知事の登録を申

請した者は、都道府県知事がそ

の申請を却下したものとのみな

にこれに対するなんらの処分を

しない。

（不服申立て）

第四十三条 第六条第一項の規定

により都道府県知事の登録を申

請した者は、都道府県知事がそ

の申請を却下したものとのみな

にこれに対するなんらの処分を

しない。

（不服申立て）

第四十四条 第六条第一項の規定

（不服申立て）

第四十五条 第六条第一項の規定

により都道府県知事の登録を申

請した者は、都道府県知事がそ

の申請を却下したものとのみな

にこれに対するなんらの処分を

しない。

（不服申立て）

第四十六条 第六条第一項の規定

により都道府県知事の登録を申

請した者は、都道府県知事がそ

の申請を却下したものとのみな

にこれに対するなんらの処分を

しない。

（不服申立て）

第四十七条 第六条第一項の規定

により都道府県知事の登録を申

請した者は、都道府県知事がそ

の申請を却下したものとのみな

にこれに対するなんらの処分を

しない。

（不服申立て）

第四十八条 第六条第一項の規定

により都道府県知事の登録を申

請した者は、都道府県知事がそ

の申請を却下したものとのみな

にこれに対するなんらの処分を

しない。

（不服申立て）

第四十九条 第六条第一項の規定

により都道府県知事の登録を申

請した者は、都道府県知事がそ

の申請を却下したものとのみな

にこれに対するなんらの処分を

しない。

（不服申立て）

第五十条 第六条第一項の規定

（不服申立て）

第五十一条 第六条第一項の規定

により都道府県知事の登録を申

請した者は、都道府県知事がそ

の申請を却下したものとのみな

にこれに対する



不服審査法による不服申立てをすることのできない。

第九十九条第七項中「異議があるときは、」の下に「第五項に規定する総覽期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に」を加え、「申し立てる」を「申し出る」に改め、ただし書を削り、同条第八項中「申立」を「申出」に改め、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「異議の申出」を「異議の申出」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「前項」を「第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9 第七項の異議の申出には、行政不服審査法中処分についての異議申立てに関する規定(同法第四十五条を除く。)を準用する。

10 第九十九条に次の二項を加える。

11 第一項の規定による認可及び第八項の規定による決定については、行政不服審査法による不服申立てを能够な

12 第一百条に次の二項を加える。

13 第一百条第二項中「第十一項」を「第十三項」に改める。

14 第一百条第一項、第一百八条第一項、第一百九条及び第二百二十二条第一項中「第九十八条第九項又は第九十九条第十一項」を「第九十八条第十二項」に改める。

15 第一百三十条を次のように改める。

第一百三十条 削除

(農地法の一部改正)  
第一百八条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「第八十五条の規定による訴願」を「裁定についての審査請求」に改める。

第四十八条第四項に次の二項を加える。

書を加える。

ただし、第八十五条第一項の規定による異議申立てをした者は、この限りでない。

第四十八条第五項に次の二項を加える。

書を加える。

ただし、意見書を提出した後

に第八十五条第一項の規定による異議申立てをした者の該意見書については、この限りでない。

ただし、意見書を提出した後

に第八十五条第一項の規定による公示

に係る事項についての不服をそ

の処分についての不服の理由と

見書についても、この限りでない。

場合を含む。)の規定による公示に不服がある者は、都道府県知事に対して異議申立てをすることができる。

2 前項の異議申立てに關する行

政不服審査法(昭和三十七年法律第二百二十九号)第四十五条の期間

は、公示の日の翌日から起算し

て三十日以内とする。

て、都道府県開拓審議会の意見を聞かなければならない。

3 第五十一条第一項(第五十九条第五項で準用する場合を含む。)の規定による公示に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、土地調整委員会に対して裁定の申請をすることができる。

4 第五十一条第一項(第五十九条第五項で準用する場合を含む。)の規定による公示に係る事項についての不服をそ

の処分についての不服の理由と

見書についても、この限りでない。

5 都道府県知事は、第一項の異

議申立てについて決定をしよう

とするときは、その土地等を国

が買収することの適否につい

をし」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 前項の異議申立てに關する行政不服審査法第四十五条の期間は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して三十日以内とする。

7 第六条第一項又は第五十五条の第二項若しくは第五項の規定による公示及び第二十一条第一項の規定による小作料の最高額による公示及び第二十一条第一項の規定による裁定についても、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。前項の規定によるとおり裁定の申請をすることができない。前項の規定によるとおり裁定の申請をすることができない。前項の規定によるとおり裁定の申請をすることができない。

8 前条第五項から第七項までの規定は、第一項、第三項から第五項まで又は前項の処分について準用する。

9 第二十九条中「第九十八条第九项又は第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

10 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

11 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

12 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

13 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

14 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

15 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

16 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

17 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

18 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

19 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

20 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

21 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

22 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

23 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

24 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

25 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

26 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

27 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

28 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

29 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

30 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

31 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

32 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

33 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

34 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

35 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

36 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

37 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

38 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

39 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

40 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

41 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

42 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

43 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

44 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

45 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

46 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

47 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

48 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

49 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

50 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

51 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

52 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

53 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

54 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

55 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

56 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

57 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

58 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

59 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

60 第二十九条中「第九十九条第十一項」を「第九十八条第十一項」に改める。

四三







(認定機関の処分についての審査請求)

査請求)

第四十一条 この法律の規定による認定機関の処分に不服がある者は、通商産業大臣に対しても行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)による審査請求をすることができる。

第四十一条の次に次の二条を加える。

(不服申立ての手続における聴聞)

第四十一条の二 この法律の規定による処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決は、第四十条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

(軽機械の輸出の振興に関する法律の一部改正)

第一百五十二条 軽機械の輸出の振興に関する法律(昭和三十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第六十一条 削除  
第六十二条に見出しとして「(異議申立ての手続における聴聞)」を加え、同条第一項中「異議の中立を受理し」を第三条又は第十六条の規定による処分についての異議申立てを受理しに、「異議の申立をした者」を「異議申立て人」に改め、同条第三項中「異議の申立てをした者」を「異議申立て人」に改める。

第六十三条を次のように改める。  
第六十三条の次に次の二条を加える。

第六十三条 削除

(商工会議所法の一部改正)

第二百五十三条 商工会議所法(昭和二十八年法律第百四十三号)の一部を次のように改正する。

第八十一条の前の見出しを削り、同条及び第八十二条を次のよう

第八十一条及び第八十二条 削除

(第八十三条に見出しとして「(異議申立ての手続における聴聞)」を加え、同条第一項中「不服の申立て」を「不服申立て」として「この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての異議申立てがあつたときは、前条第一項の規定により」を「この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての異議申立てがあつたときは、これを」に改める。第八十四条に見出しとして「(異議申立てに対する決定)」を加え、同条第二項を削る。

第八十五条に次の二条を加える。

2 前二条の規定は、通商産業局長又は都道府県知事が前項の規定による委任に基づいてした処分につき、通商産業大臣に対しても審査請求があつた場合に準用する。

(不不服申立ての手続における聴聞)

第二十一条 この法律の規定による処分についての異議申立てに対する決定は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

(工業用水道事業法の一一部改正)

第一百五十六条 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)の一部を次のように改め

る。

(不不服申立ての手続における聴聞)

第二十一条の規定は、通商産業局長又は都道府県知事が前項の規定による委任に基づいてした処分につき、主務大臣に対して審査請求があつた場合に準用する。

(工業用水道事業法の一一部改正)

第一百五十七条 工場排水等の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百八十二号)の一部を次のように改め

る。

(異議申立ての手続における聴聞)

第十九条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての異議申立てに対する決定は、前条の例により公開による聴聞を行なつた後にしなければならない。

第六十三条を次のように改め

よる聴聞をした後にしなければならない。

(工業用水法の一部改正)

第二百五十五条 工業用水法(昭和三十一年法律第百四十六号)の一部を次のように改め

る。

(異議申立ての手続における聴聞)

第二十七条 この法律の規定による処分についての異議申立てに対する決定は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

(工業用水道事業法の一一部改正)

第一百五十六条 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)の一部を次のように改め

る。

(工業用水道事業法の一一部改正)

第二百五十六条 削除

(第二十二条に次の二条を加え

る。

(第二十六条の規定は、地方支分部局の長又は都道府県知事が前項の規定による委任に基づいてした処分につき、主務大臣に対して審査請求があつた場合に準用する。

(割賦販売法の一一部改正)

第一百五十八条 削除

(第二十六条の規定は、前条の例によ

る通商産業大臣の処分についての異議申立てに対する決定又は

この法律の規定による都道府県

知事の処分についての審査請求

に対する裁決は、前条の例によ

り公開による聴聞をした後にしなければならない。

(工場排水等の規制に関する法律の一一部改正)

第一百五十七条 工場排水等の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百八十二号)の一部を次のように改め

る。

(異議申立ての手続における聴聞)

第四十六条 この法律の規定による処分についての異議申立てに対する決定は、前条の例により公開による聴聞を行なつた後にしなければならない。

(工場排水等の規制に関する法律の一一部改正)

第一百五十七条 工場排水等の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百八十二号)の一部を次のように改め

る。

(異議申立ての手続における聴聞)

第十九条 この法律又はこの法律

申立ての手続における聴聞)」を加え、同条第一項中「前条の異議申立て」を「この法律の規定による処分についての異議申立て」に、「異議申立てをした者」を「異議申立て人」に改め、同条第三項中「異議申立てをした者」を「異議申立て人」に改める。

(第九章 再検査及び異議の申立て)を「第九章 再検査及び不服申立て」に改める。

第二十条を次のように改める。

(第二十二条に次の二条を加え

る。

(第二十二条の規定は、地方支分

部局の長又は都道府県知事が前

項の規定による委任に基づいて

した処分につき、主務大臣に対

して審査請求があつた場合に準

用する。

(割賦販売法の一一部改正)

第一百五十八条 削除

(第二十六条の規定は、前条の例によ

る通商産業大臣の処分についての異議申立てに対する決定又は

この法律の規定による都道府県

知事の処分についての審査請求

に対する裁決は、前条の例によ

り公開による聴聞をした後にしなければならない。

(工場排水等の規制に関する法律の一一部改正)

第一百五十七条 工場排水等の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百八十二号)の一部を次のように改め

る。

(異議申立ての手続における聴聞)

第四十六条 この法律の規定による処分についての異議申立てに対する決定は、前条の例により公開による聴聞を行なつた後にしなければならない。

(工場排水等の規制に関する法律の一一部改正)

第一百五十七条 工場排水等の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百八十二号)の一部を次のように改め

る。

(異議申立ての手續における聴聞)

第十九条 この法律又はこの法律

に基づく命令の規定による処分

についての異議申立てに対する決定は、前条の例により公開する

に準用する。

(計量法の一一部改正)

第二百五十九条 計量法(昭和二十一年法律第二百七号)の一部を次の二条を次のように改めする。

(第二十七条を次のように改め

る。

(異議申立ての手續における聴聞)

第二十七条 この法律の規定によ

る処分についての異議申立てに

対する決定は、前条の例により

公開による聴聞を行なつた後に

しなければならない。

(第二節 不服申立て)を「第二

二項」を削る。

(第二節 不服申立て)に改める。

第二百九十三条を次のように改め

る。

(第二節 不服申立て)を削る。

(第二節 不服申立て)に改める。

第二百九十七条 この法律又はこの

法律に基づく命令の規定による

処分についての異議申立てに

対する決定は、前条の例により

公開による聴聞を行なつた後に

しなければならない。

(第二節 不服申立て)を削る。

(第二節 不服申立て)に改める。

第二百九十九条 この法律又はこの

法律に基づく命令の規定による

処分についての異議申立てに

対する決定は、前条の例により

公開による聴聞を行なつた後に

しなければならない。

(第二節 不服申立て)を削る。

(第二節 不服申立て)に改める。

第二百九十九条から第二百条まで

この法律に基づく命令の規定によ

る。





が第十二条又は第十八条第一項若しくは第二項の規定によつてした裁決について、行政不服審査法（昭和三十七年法律第  
二号）による不服申立てをすることができない。

に基づく命令の規定による处分についての異議申立て」に、「その申立てをした者」を「異議申立人」に改め、同条第三項中「異議の申立てをした者」と「異議申立人」に改め、同条に次の一項を加える。

第八十三条・第四十三条若しくは  
第四十四条第一項の裁定について  
の審査請求又は第六十八条の  
十一第一項の決定についての異  
議申立てにおいては、鉛害の賠

置に関する法律(昭和二十七年法律第二百四十一号)の一部を次の  
よう改正する。

可若しくは承認に条件を附した  
ことについての審査請求又は異  
議の申立てに対し裁判又は決  
定をしようとするときは、あら  
かじめ、通商産業大臣に協議し  
なければならない。

4 聰聞の手続について必要な事項は、政令で定める。

(鉱山保安法の一部改正)

第四十二条第五項第一号中「道路法第十九条第五項の規定による訴願の裁決であつて、同条第一項第五号又は第十三号に掲げる

2 第九十一条の規定は、地方支  
分部局の長又は都道府県知事が  
前項の規定による委任に基づく、

首領の規定に基づいていた処分につき、主務大臣に 対して審査請求があつた場合に準用する。

(石炭鉱業合理化臨時措置法の一  
部改正)

**第百七十四条** 石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正す

第八十一条の前の見出しを削る。

り、同条を次のように改める。

第八二二条は見合しとし、(六)  
服申立ての手続における聴聞)を  
加え、同条第一項中「異議の申立

を受理し」を「この法律の規定による処分についての異議申立て又は審査請求を受理」と改め、同頁

審査請求を受理し」は改め「同項及び同条第三項中「異議の申立をした者」を「異議申立人又は審査請

「求人」に改める。  
第八十三条を次のように改め

## 第一百七十六条 電気に関する臨時措

## （電気に関する臨時措置に関する法律の一部改正）

2 第五十条の規定は、通商産業局長又は都道府県知事が前項の規定による委任に基づいてした処分につき、通商産業大臣に対して審査請求があつた場合に準用する。















請求」に改め、同条に次の二項を加える。

第一項の審査請求及び再審査請求については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第二百三十九号)の規定を適用しない。

第二章第一節、第二節(第十八条及び第十九条を除く。)及び第五節の規定を適用しない。

第四十一条中「失業保険金の支給」を「保険給付」に改める。

第四十二条を次のように改める。

第十二条 削除

(建設業法の一部改正)

第二百三十二条 建設業法(昭和二十四年法律第二百号)の一部を次のように改定する。

第二十五条の十五第二項中「異議の申立」を「異議の申出」に改める。

第二十五条の十九の見出しを「〔異議の申出〕」に改め、同条第一項中「異議の申立をする」を「異議を申し出る」に改め、同条第二項から第五項まで中「異議の申立」を「異議の申出」に改める。

第二十七条の四中「再審査の申立てをする」と「再審査を申し立てる」に改める。

第四十一条 削除

(土地収用法の一部改正)

第二百三十二条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改める。

目次中「訴願」を「不服申立て」に改める。

第二十八条の見出し中「及び再審査請求」を削り、同条第二項及び第三項を削る。

審査」を削り、同条第二項及び第三項を削る。

第一百八十三条第四項中「申し立てる」を「申し出る」に改め、同条第五項中「異議の申立」を「異議の申出」に改める。

第一百九条中「異議の申立」を「異議の申出」に改める。

第一百二十九条から第二百三十二条までを次のように改める。

第一百二十九条 取用委員会の裁決についての

(不服申立て)

第一百二十九条から第二百三十二条までを次のように改める。

第一百二十九条 取用委員会の裁決についての

(不服申立て)

求に対する決定又は裁決は、土地調整委員会の意見を聞いた後にしなければならない。

建設大臣は、事業の認定又は収用委員会の裁決についての異議申立て又は審査請求があつた場合において、事業の認定又は裁決に至るまでの手続その他の行為に関して違法があつても、それが軽微なものであつて事業の認定又は裁決に影響を及ぼすおそれがないと認めるときは、決定又は裁決をもつて当該異議申立て又は審査請求を棄却することができる。

第一百三十五条第一項中「訴願」を「行政不服審査法による不服申立て」に、「異議の申立」を「異議の申出」に改める。

第一百三十五条第一項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項として同条第二項の次に

次の一項を加える。

二 第四十九条第一項の規定による決定

認定の拒否

三百三十六条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

一百二十二条第一項の規定による処分

審査請求においては、損失の補償についての不服をその裁決についての不服の理由とすることができない。

第一百三十五条第一項中「訴願」を「行政不服審査法による不服申立て」に、「異議の申立」を「異議の申出」に改める。

第一百三十五条第一項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項として同条第二項の次に

次の一項を加える。

二 第四十九条第一項の規定による処分

第八条を削り、第八条の二を第八条とする。

(土地区画整理法の一部改正)

三百三十六条 土地区画整理法(昭和二十九年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

一百二十二条第一項の規定による処分

審査請求においては、行政不服審査法による不服申立てをすること

ができない。

第一百三十五条第一項中「訴願」を「行政不服審査法による不服申立て」に、「異議の申立」を「異議の申出」に改める。

第一百三十五条第一項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項として同条第二項の次に

次の一項を加える。

二 第四十九条第一項の規定による処分

第八条を削り、第八条の二を第八条とする。

(屋外広告物法の一部改正)

三百三十五条 屋外広告物法(昭和二十四年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

三百三十五条 屋外広告物法(昭和二十四年法律第二百八十九号)の

内容の審査については、行政不服審査法中処分についての異議申立て

を準用する。

五百 項の規定による意見書の内

容の審査については、行政不服審査法中処分についての異議申立て

を準用する。

第六十九條第二項中「縱覽期間

含む。)の規定による通知

る者は、建設大臣に対して再審

べき期間

ての審査請求は、建設大臣に対

から起算して二週間を経過する日  
内に」を「総覧期間満了の日の翌日

## 六 建設大臣又は都道府県知事

査請求をすることができる。

**第四十三条** この法律の規定により公共下水道管理者又は都市下水路管理者がした処分についての異議申立てに対する決定は、異議申立てを受理した日から三十日以内にしなければならぬ

4 してするものとする。  
この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての異議申立てに対する決定は、当該異議申立てがあつた日から三十日以内にしなければならない。

第六項から第九項までを一項ずつ改め、同項を同条第十一項とし、同

八 第六十九条第四項（同条第三項に於ける「十項」の規定による通知を含む。）の規定による通知

第一百三十七条 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）の一部

を次のように改正する。

<sup>二</sup> 本件(昭和二十六年法律第九号)の一部を次のように改正する。

〔第六章 訴願及訴訟〕を「第六  
章 訴訟」に改める。  
第五十九条を次のように改め  
る。

については、行政不服審査法中処分についての異議申立ての審理に關する規定を準用する。

場合を含む。)の規定による通知の一条を加える。

この場合には、当該処分をし  
て次のように加える。  
「○○を建設大臣に対しても審査請求  
をする」に改め、同項に後段とし  
て次のように加える。

(不服申立て)  
第六十三条 第二十九条第三項  
(同条第六項において準用する  
場合を含む。)の規定による通知  
については、行政不服審査法  
(昭和三十七年法律第 号)に  
よる不服申立てをすることがで  
きない。

第五十九条 削除  
〔砂防法の一部改正〕  
第二百四十二条 砂防法（明治三十一年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。  
目次中「訴願及」を削る。  
〔第五章 訴願及訴訟〕を「第五章 訴訟」に改める。  
第四十二条规定を次のように改め

一 第十四条又は第三十九条第一項の規定による認可

## 二 第二十条第三項（第三十九 条第二項において準用する場

合を含む。)の規定による通知

定によりつてする事業計画の決定(事業計画の変更を含む。)

四 第五十二条又は第五十五条  
五 第九項の規定による認可  
第五十五条第四項（同条第  
十項において準用する場合を

第一部分 內閣委員會會議錄第六號

昭和三十七年八月二十七日

參議院





次のように改正する。

目次中「第七章 訴願」(第六十一条)を「第七章 削除」に改める。

第七章を次のように改める。

第六十条 削除

第十三章 自治省関係

(自治省設置法の一部改正)

第一百五十六条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)

の一部を次のように改める。

第四条第一項第十四号の三中

「訴願を裁決し」を「審査請求その他の不服申立てに対する裁決又は審決をし」に改め、同項第二十四号中「審査の請求」を「審査の申立て」に改める。

第五条第一項第十四号の三中「訴願を裁決し」を「審査請求その他の不服申立てに対する裁決又は審決をし」に改める。

第六十条第一項第十四号の三中「訴願を裁決し」を「審査請求その他の不服申立てに対する裁決又は審決をし」に改める。

第七十四条の三第二項中「申立」を「由出」に改める。

第九十六条第一項第十号中「異議の申立、訴願を審査請求その他の不服申立て」に改める。

第一百八条第五項中「決定に不

服がある者は」の下に「決定が不

つた日から二十日以内に」を加

え、「訴願し」を「審査を申し立て」

に改め、同条第六項中「又は前項

の規定による裁決」を削る。

第一百七十六条第五項中「審査の

請求をする」を「審査を申し立て

する」に改め、同条第六項中「前項の

請求」を「前項の規定による申立

に改め、同条第七項中「第五項

の規定による請求による審査の裁

定」を「前項の裁定」に改める。

第一百八十八条第五項及び第六項

中「第二項の規定による申立」を

「第二項の規定による審査の提

起」を「第二項の規定による審査の

申立」に改める。

第一百四十三条第二項を次のように

改める。

前項の規定による決定は、文

書をもつてし、その理由をつけ

てこれを本人に交付しなければ

ならない。

第一百四十三条に次の二項を加え

る。

第二百四十三条に次の二項を加え

第二百二十三条第四項を次のよ  
うに改める。

普通地方公共団体の長がした過料の処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については自治大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

第二百二十三条に次の二項を加えよう。

普通地方公共団体の長以外の機関がした過料の処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分府の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対するものとする。

第二百二十四条第一項から第三百三十九条までを次のように改める。

第一百三十八条の四第一項に規定する機関がした使用料又は手数料の徴収に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

は、普通地方公共団体の長が公合団体の長に対しても、分担金、夫役現品、使用料、加入金又は手数料の賦課又は徴収についての審査請求又は異議申立てに關する行政不服審査法第十四条第一項本文又は第四十五条の期間は、当該処分の告知を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。

第二百二十四条第五項中「第三項の規定による異議の決定」を「第四項の審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定」に、「第一項に規定する事項」を「第三項の处分」に改め、同条第六項を削り、同条第三項の次に次の二項を加える。

普通地方公共団体の長は、同項の処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

第二百二十五条第六項及び第七項を次のように改める。

普通地方公共団体の長以外の機関がした前三項の規定による処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が处分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対しても、又は異議申立てに關する行政不服審査法第十四条第一項本文又

三百四十九条の二  
第二百二十四条第五項中「第三項の規定による異議の決定」を「第四項の審査請求又は異議申立てに規定する事項」を「第三項の処分」に改め、同条第六項を削り

は第四十五条の期間は、当該処分を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。

第二百二十五条第九項中「第七項の規定による異議の決定」を「第八項の審査請求又は異議申立てによる処分」に改め、同条第七項の次に次の二項を加える。

普通地方公共団体の長は、第三項から第五項までの規定による処分についての審査請求又は異議申立てがあつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

第二百五十五条の二を次のように改める。

第二百五十五条の二 法律の定め

るところにより異議申立て、異議の申出、審査請求、再審査請求又は審査の申立てをすることができる場合を除くほか、普通地方公共団体の事務についてこの法律の規定により普通地方公共団体の機関がした処分により違法に権利を侵害されたとすると者は、その処分があつた日から二十一日以内に、都道府県の機関がした処分については自治大臣、市町村の機関がした処分についても都道府県知事に審査の申請をすることができる。

第二百五十五条の三中「自治大臣又は都道府県の事務に關し、都道府県知事は市町村の事務に關し、「訴願の提起又は審査の請求」

の申立て又は審決の申請に、「訴願を提起し若しくは審査の請求をし」を「審査請求、再審査請求、審査の申立て若しくは審決の申請をし」に、「訴願を裁決し、又は審査の裁定をする」を「審査請求若しくは再審査請求に対する裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁定をし、又は審決をする」に改める。

第二百五十七条及び第二百五十八条を次のよう改める。

第二百五十七条 この法律に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の規定による審査の申立てに対する裁決は、その申立てを受理した日から九十日以内にこれをしなければならない。

この法律の規定による異議の申出又は審査の申立てに対して決定又は裁決をすべき期間内に決定又は裁決がないときは、その申出又は申立てをしりぞける旨の決定又は裁決があつたものとみなすことができる。

第二百五十八条 この法律又は政令に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の規定による異議の申出、審査の申立て又は審決の申請については、行政不服審査法第九条、第十四条第一項ただし書、第二項及び第四項、第十五条第一項及び第四项、第十七条から第十九条まで、第二十二条から第三十五条まで並びに第三十八条から第四十四条までの規定を準用する。

第二百五十八条の二を削る。

の申立をする」を「異議を申し立てる」に改め、同条第二項中「前項異議の申立て」を前項の規定による「異議の申出」に改める。  
別表第三第一号(四)の二中「固定資産税の賦課に関する訴願を裁決し」を削り、「勧告し、固定資産評議委員会の決定に対する訴願を裁決する」を「勧告する」に改める。  
別表第三第一号(四)(十三)中「不服申立てを決定する」を「不服申立てに対する裁決をする」に改める。  
別表第三第一号(四)(十五)及び五中「訴願を裁決する」を「不服申立てに対する裁決をする」に改める。  
別表第三第一号(七十七)中「訴願を決定する」を「事務を行なう」を「審査請求に対する裁決をする」を「審査請求に対する裁決をする」に改める。  
別表第三第一号(九十七)の三「事務を行ない、並びに登録の取扱等の処分に対する異議の申立てを決定する」を「不服申立てに対する裁決をする」を「不服申立てに対する裁決をする」に改める。  
別表第三第一号(百)中「訴願の申立てを決定する」を「不服申立てに対する裁決をする」に改める。  
別表第三第一号(百一十七)中「訴願を裁決する」を「不服申立てに対する裁決をする」に改める。  
別表第三第一号(百十七)の二(百二十の三及び百二十の四中「訴願の申立てを決定する」を「不服申立てに対する裁決をする」に改め、「別表第三第三号」中「訴願の申立てを決定する」を「不服申立てに対する裁決」を「審査の申立てに対する裁決」に改める。





第十一条第四項中「異議の申立て」を「又は」及び「異議の申立て」を削る。

第十四条の十七第三項中「異議の申立て」を「不服申立て」に改める。

「第十二節 雜則」を「第十二節 不服審査」に改める。

第十九条を次のよう改める。

(行政不服審査法との関係)

第十九条 地方団体の徴収金に関する次の各号に掲げる処分についての不服申立てについては、本節その他この法律に特別の定めがあるものを除くほか、行政不服審査法(昭和三十七年法律第号)の定めるところによる。

一 更正若しくは決定(第五号に掲げるものを除く)又は賦課決定

二 督促又は滞納処分

三 第五十八条第一項若しくは第三項又は三百二十二条の規定による分割の基準となる従業者数の修正

四 第五十九条第二項又は第三百二十二条の十五第二項若しくは第七項の規定による分割の基準となる従業者数についての決定又は裁決

五 第七十二条の四十九第一項又は第三項の規定による課税標準額の総額又は分割課税標準額の更正又は決定

六 第七十二条の五十四第一項の規定による課税標準とすべ

き所得の総額の決定又は同条第三項前段の規定による課税標準とすべき所得の決定

七 第七十二条の五十四第五項の規定による課税標準とすべき所得についての決定

八 第三百八十九条第一項、第四百七十二条第二項又は第七百四十三条第一項若しくは第二項の規定による価格等の決定若しくは配分又はこれらの修正各号に掲げるものはほ

か、地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する処分で自治省令で定めるもの

九 前各号に掲げるもののはか、地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する処分で自治省令で定めるもの

第十九条の次に次の九条を加える。

(徴税吏員がした処分)

第十九条の二 不服申立てに関しては、第三条の二に規定する支庁、地方事務所、市の区の事務所又は税務に関する事務所に所属する徴税吏員がした処分はその者の所属する支庁等の長がした処分と、その他の徴税吏員がした処分はその者の所属する地方団体の長がした処分とみなす。

(不服申立期間)

第十九条の三 第十九条に規定する処分についての不服申立てに關する行政不服審査法第十四条第一項本文又は第四十五条の期間は、その処分があつたことを知った日の翌日から起算して三十日以内とする。

第十九条の四 滞納処分についての各号に掲げる処分に關する通知

し欠陥があること(第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む)を理由としてする不服申立ては、当該各号に規定する日又は期限後は、することができない。

一 督促 差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあつたことを知った日)の翌日から起算して三十日を経過した日

二 不動産等(国税徴収法第一百十一条に規定する公売期日等をいう。)

六条第一項に規定する不動産等をい。以下次号において同じ。)についての差押えその公売期日等(国税徴収法第一百十一条に規定する公売期日等をいう。)

第十九条の六 第十九条第三号から第八号までに掲げる処分についての不服申立てに於いては、その不服申立てがあつた場合においては、その不服申立てがあつた場合は、当該財産の所有に属していないことを理由として、その命令につき不服申立てをしたときは、その不服申立ての係属する間は、当該財産の搬出又は換価をすることが可能である。

(差押動産等の搬出及び換価の制限)

第十九条の八 国税徴収法第五十一条及び第二項の規定の例による引

一項及び第二項の規定は、前項の規定による担保について適用する。

二 前項の規定は、同項に規定する不服申立てに対する決定又は裁決の権限を有する者が当該不服申立てに対する決定又は裁決をした場合に準用する。

三 前項の規定は、同項に規定する不服申立てに対する決定又は裁決の権限を有する者が当該不服申立てに対する決定又は裁決をした場合に準用する。

四 前項の規定は、同項に規定する不服申立てに対する決定又は裁決の権限を有する者が当該不服申立てに対する決定又は裁決をした場合に準用する。

五 前項の規定は、同項に規定する不服申立てに対する決定又は裁決の権限を有する者が当該不服申立てに対する決定又は裁決をした場合に準用する。

六 前項の規定は、同項に規定する不服申立てに対する決定又は裁決の権限を有する者が当該不服申立てに対する決定又は裁決をした場合に準用する。

七 前項の規定は、同項に規定する不服申立てに対する決定又は裁決の権限を有する者が当該不服申立てに対する決定又は裁決をした場合に準用する。

八 前項の規定は、同項に規定する不服申立てに対する決定又は裁決の権限を有する者が当該不服申立てに対する決定又は裁決をした場合に準用する。

九 前項の規定は、同項に規定する不服申立てに対する決定又は裁決の権限を有する者が当該不服申立てに対する決定又は裁決をした場合に準用する。

十 前項の規定は、同項に規定する不服申立てに対する決定又は裁決の権限を有する者が当該不服申立てに対する決定又は裁決をした場合に準用する。

十一 前項の規定は、同項に規定する不服申立てに対する決定又は裁決の権限を有する者が当該不服申立てに対する決定又は裁決をした場合に準用する。

十二 前項の規定は、同項に規定する不服申立てに対する決定又は裁決の権限を有する者が当該不服申立てに対する決定又は裁決をした場合に準用する。

十三 前項の規定は、同項に規定する不服申立てに対する決定又は裁決の権限を有する者が当該不服申立てに対する決定又は裁決をした場合に準用する。

十四 前項の規定は、同項に規定する不服申立てに対する決定又は裁決の権限を有する者が当該不服申立てに対する決定又は裁決をした場合に準用する。

十五 前項の規定は、同項に規定する不服申立てに対する決定又は裁決の権限を有する者が当該不服申立てに対する決定又は裁決をした場合に準用する。

十六 前項の規定は、同項に規定する不服申立てに対する決定又は裁決の権限を有する者が当該不服申立てに対する決定又は裁決をした場合に準用する。

十七 前項の規定は、同項に規定する不服申立てに対する決定又は裁決の権限を有する者が当該不服申立てに対する決定又は裁決をした場合に準用する。

十八 前項の規定は、同項に規定する不服申立てに対する決定又は裁決の権限を有する者が当該不服申立てに対する決定又は裁決をした場合に準用する。

の徴収金につき、滞納処分による差押えをしないこと又はすでに第八号までに掲げる処分についての不服申立てがあつた場合においては、その不服申立てに於いては、當該各号に規定する日又は期限後は、することができない。

一 督促 差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあつたことを知った日)の翌日から起算して三十日を経過した日

二 不動産等(国税徴収法第一百十一条に規定する公売期日等をいう。)

六条第一項に規定する不動産等をい。以下次号において同じ。)についての差押えその公売期日等(国税徴収法第一百十一条に規定する公売期日等をいう。)

の徴収金につき、滞納処分による差押えをしないこと又はすでに第八号までに掲げる処分についての不服申立てがあつた場合においては、その不服申立てに於いては、當該各号に規定する日又は期限後は、することができない。

一 督促 差押えに係る通知を受けた日から三十日(滞納処分についての不服申立てに対する決定又は裁決を受けた日から三十日)以内にしなければならぬ。

二 次の各号に掲げる更正、決定

又は賦課決定についての不服申立てに於いては、當該更正、決定又は賦課決定は、當該更正、決定又は賦課決定に係る地方団体の徴収金について徴収の権限を有する地方団体の長は、不服申立てをした者が第十六条第一項各号に掲げる担保を提供して、その地方団体は法人税の課税標準について不



し、同条第十四項を削る。

第七百六十七條の二から第七百六十  
七条の四までを削る。

第一百八十七条第二項から第八項

第百九十七条を次のように改め

第一百九十七条 刑  
務

第二百条第七

でを削り、同条第十三項中「第一

項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同

条第十四項を削る。

第二百条の二から第二百条の四までを削る。

第二百四十三条第二項から第八項までを削る。

第二百五十条を次のように改め

三百五十九

第二百五十三条第七項から第十二項までを削り、同條第十三項中

「第一項から第六項まで」を「前各

項に改め 同項を同条第七項と  
し、同条第十四項を削る。

第二百五十三条の二から第二百五十三条の四までを削る。

第三卷(四)・清高

項までを削る。

第一百七十二条第一項から第八項までを削る。

第二百八十二条を次のように改める。

**第二百八十二条 削除**

第二百八十五条第七項から第十二項までを削り、同条第十三項中

「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項と

第二百八十五条の二から第三百八十五条の四までを削る。

第三百二十二条第二項から第八項までを削る。

第三百二十七条の五第二項から第三百三十三条第一項までを削る。

第三百二十二条の十五第一項中「裁定を求める旨の申出をする」に改め、「決定を求める旨を申し出る」に改め、同条第一項及び第三項中「裁定」を「決定」に改め、同条第四項中「裁定」を「決定」に、「訴願する」を「裁決を求める旨を申し出る」に改め、同条第六項中「訴願の提起を「申出」に改め、同条第七項中「訴願を受理した」を「申出を受けた」に改め、同条第八項中「関係市町村長」の下に「及び当該納稅者」を加え、同条第九項中「裁定」を「決定」に改め、「又は錯誤」を削る。

第三百二十八条を次のように改める。

第三百二十八条 削除

第三百三十二条第七項から第十二項までを削り、同条第十三項中「第一項から第六項まで」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十四項を削る。

第三百三十二条の二から第三百三十二条の四までを削る。

第三百五十七条第二項から第八項までを削る。

第三百六十四条の二第三項を削り、同条第二項中「前項の規定による修正の申出があつた場合」を「第一項の修正の申出に対する決定は、文書で行ない、かつ、理由

を附けてその申出をした者に交付しなければならない。この場合に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 準則の規定による修正の申出は、文書をもつてしなければならない。

3 第一項の修正の申出に対する市町村長の決定は、その申出を受理した日から三十日以内にしなければならない。

第三百六十四条の二に次の二項を加える。

4 第一項の修正の申出に関する書類を郵便で提出した場合における第一項の期間の計算については、郵送に要した日数は、算入しない。

5 第一項の修正の申出に関する決定については、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。

6 第三項の規定による決定については、行政不服審査法による第三百七十三条を次のよう改める。

第三百七十三条 削除

第三百七十三条第八項から第十  
三項までを削り、同条第十四項中「第七項」を「前項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十五項を削る。

第三百七十三条の二から第三百七十三條の四までを削る。

第三百八十六条第三項から第八項までを削る。

第三百八十九条第一項中「第三百九十八条から第四百条まで」を「第三百九十九条、第四百条」に改める。

第三百九十九条を次のように改める。  
第三百九十九条 削除  
第三百九十九条の見出しを「道府県知事又は自治大臣がする固定資産の価格等の決定又は配分に関する異議申立てに対する決定の通<sup>ト</sup>格等の決定又は配分についての異議申立て」に改める。  
第四百条の二第一項中「第七百四十四条第三項」を「第七百四十四条」に改める。  
第四百七十七条に次の二項を加える。  
**4 第三百九十九条の規定は、道府県知事又は自治大臣が第二項の規定による価格等の決定又は配分についての異議申立てに対する決定をした場合に準用する。**  
第四百三十条中「審査の請求をした」を「審査を申し出た」に改める。  
第四百三十二条の見出し中「請求を「申出」に改め、同条第一項中「第三百九十八条第一項又は第七百四十四条第一項」を「申出」に改め、同条第二項若しくは第二項の規定によつて道府県知事又は自治大臣に異議の申立をすることができる事項」を「第三百八十九条第一項、第四百七十七条第二項又は第七百四十三条第一項若しくは第二項の規定によつて道府県知事又は自治大臣が決定し、又は修正し市町村長に通知した価格等に関する事項」に、

項を次のように改める。  
2 行政不服審査法第十条から第十三条まで並びに第十四条第一項ただし書、第二項及び第四項の規定は、前項の審査の申出の手続について準用する。  
第四百三十二条に次の二項を加える。  
3 固定資産税の賦課についての不服申立てにおいては、第一項の規定により審査を申し出ることができる事項についての不服を当該固定資産税の賦課についての不服の理由とすることができる。  
第四百三十三条第一項中「請求を受理し」を「申出を受け」に改め、同条第二項及び第三項中「審査の請求をした」を「審査を申し出た」に改め、同条第七項中「審査の申出」に改め、同項を同条第六項の次に八項とし、同条第六項の次に次の二項を加える。  
7 行政不服審査法第二十六条、第二十七条、第二十九条、第三十条、第三十三条、第三十六条、第三十七条、第三十九条、第四十条第一項及び第二項、第四十二条第一項及び第二項並びに第四十四条の規定は、第一項の審査の決定について準用する。  
第四百三十四条を次のように改める。  
第四百三十五条の見出し中「決定等」を「決定」に改め、同条第一



び不服申立期間を記載しなければならない。

第九十条 前条第一項に規定する

処分を受けた職員は、人事院に

対してのみ行政不服審査法によ

る不服申立て（審査請求又は異

議申立て）をすることができる

る。

前条第一項に規定する処分及び法律に特別の定めがある処分を除くほか、職員に対する処分については、行政不服審査法によ

る不服申立てをすることができる。

対する人事院規則に基づく処分で人事院規則で定めるものについては、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。

第八百三十三条第六項中「異議がある」

三十日以内に「受領した日の翌日から起算して六十日以内に」に

「不不服がある」に、「受領した後三十日以内に」を

求をする」を「審査を申し立てる」に改め、同条第二項中「請求」を「申立て」に改め、同条第三項中「審査の請求」を「審査の申立て」に改める。

対する人事院規則に基づく処分で人事院規則で定めるものについては、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。

第八百三十三条第六項中「異議がある」

三十日以内に「受領した日の翌日から起算して六十日以内に」に

「不不服がある」に、「受領した後三十日以内に」を

施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

この法律の施行前にされた行政

府の処分で、この法律による改

正の規定により訴願等をすること

ができるものとされ、かつ、そ

の提起期間が定められないなかつた

ものについて、行政不服審査法に

よる不服申立てをすることができます

期間は、この法律の施行の日か

ら起算する。

この法律による改正後の公職選

挙法の規定のうち、選挙人名簿に

係る不服申立てに関する規定は、

この法律の施行前にされた訴

願等の裁決、決定その他の処分

（以下「裁決等」という。）又はこの

法律の施行前に提起された訴願等

（つきの法律の施行後にされる

裁決等にさらに不服がある場合の

訴願等についても、同様とする。

この法律の施行前にされた訴

願等の裁決、決定その他の処分

（以下「裁決等」という。）又はこの

法律の施行前に提起された訴願等

（つきの法律の施行後にされる

裁決等にさらに不服がある場合の

訴願等についても、同様とする。

この法律の施行前にした行為に

対する罰則の適用については、な

お従前の例による。

この法律の施行にした行為に

対する罰則の適用については、な

お従前の例による。

この法律によつて改正され、次いで行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に付託された。（予備審査のための付託は関する法律によつて改正されるものとする。）

八月二十四日本委員会に左の案件を付託された。（予備審査のための付託は八月十日）

一、法務省設置法の一部を改正する法律案

八月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、國税局職員に対する勤務条件等変更に関する請願（第一五九号）

八月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、金利勧業年金等受給者待遇に関する請願（第一五五号）

八月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、國税局職員に対する勤務条件等変更に関する請願（第一五九号）

八月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、金利勧業年金等受給者待遇に関する請願（第一五五号）

分に考慮し、適切な措置を講ずること等を本国会において追加提案の上、ぜひともこれが成立を図られたいとのお願願。

第一五九号 昭和三十七年八月十六

日受理

国税庁職員に対する勤務条件等変更に関する請願

請願者

茨城県常陸太田市木崎

二全国税労組合茨城  
支部太田分会内 根本

光明外百五十二名

紹介議員 大森 創造君

国税庁職員に対する勤務条件等に関する請願は、(一)他省庁と著しく差別のある税務職員全体に定期的に行なわれて、大量の配置換え(勤務地変更)の取扱いは取りやめること、(二)退職などで行なわれる欠員補充のための配置換えは他公務員と平等に事前に公示し、協議を行なうこと、(三)本年七月初旬から国税庁長官あるいは国税局長名をもつて行なつた大量配転のうち著しく本人の生活を圧迫していること及び健康に支障を生じていてこと、又は組合活動圧殺制限をねらつての不当労働行為と判断されるものについては組合側と協議を行なうこと、(四)他官庁には類例のない思想で差別し、管理機構を使い、公金を使用しての不當労働行為はただちに取りやめること、(五)国税庁当局は全国税労組合との団体交渉を事実上拒否し、制限している事実は憲法及びILO条約の精神、衆議院大蔵委員会税制及び税の執行に関する小委員会中間報告書にもられている精神にも反するのでただちにその態度を改め、団体交渉に応ずること等の措置を講ぜられたいとの請願。

昭和三十七年九月四日印刷

昭和三十七年九月五日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局